

第百一回 参議院通信委員会公聴会會議録第一号

昭和五十九年八月三日(金曜日)
午後一時開会

委員の異動

八月三日
辞任
梶原 敬義君
補欠選任
久保 亘君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
大木 正吾君
長田 裕二君
成相 善十君
富田 輝君
片山 甚市君
大木 浩君
岡野 裕君
沖 外夫君
志村 愛子君
新谷 三郎君
西村 尚治君
山内 一郎君
久保 亘君
中野 明君
服部 信吾君
佐藤 昭夫君
中村 鋭一君
青島 幸男君
田 英夫君
二木 實君
奥山 雄材君
小山 森也君

委員

事務局側

常任委員会専門員

酒井 繁次君

公述人

元国際電信電話株式会社取締役
社団法人経済団体連合会常務理事
産業界部長
九州大学名誉教授
大幸通信株式会社代表取締役
全国電気通信労働組合中央執行委員長
有限会社経済論壇社顧問
大阪市立大学商学部講師
肥爪 龜三君
内田 公三君
高橋 正雄君
三村 俊隆君
山岸 章君
高野 邦彦君
安部 誠治君

本日の会議に付した案件

○日本電信電話株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

○電気通信事業法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大木正吾君) ただいまから通信委員会公聴会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、梶原敬義君が委員を辞任され、その補欠として久保亘君が選任されました。

○委員長(大木正吾君) 本日は、日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案並びに日本電信電話株式

話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、以上三案につきまして七人の公述人の方から御意見を伺います。

この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。皆様には、御多忙のところ御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

御案内のように、日本電信電話株式会社法案外二案はただいま参議院において審議中でございますが、その内容は、国民生活に重大な関係がございます。したがって、公述人の方々の御意見の参考をいたしたいと存じますので、よろしく御願ひ申し上げます。

これより公述人の方々に順次御意見を述べていただくのでありますが、議事の進行上、お一人十分程度で御述べを願ひ、公述人の方々の御意見の陳述が全部終わりました後、委員の質疑を行うことにいたしますので、御了承願ひます。

なお、発言はお座りになったままで結構でございます。

それでは、まず肥爪公述人にお願ひいたします。肥爪さん、どうぞ十分間の公述をお願ひいたします。

○公述人(肥爪龜三君) 御指名にあずかりました肥爪でございます。私は、おわかりいただきたいようにするために、まず結論を先に申し上げます。私の結論は、電電公社は成績を上げていくからこれはこのままで存置すべきだという意見であります。それでは、電電公社ができましたつきましては、その沿革をまずちよつと申し上げたいと思ひます。

たちますが、その間一貫して国営または公社経営でやってきておりまして、その最初の七十年間ほどは一般会計の中におりまして、利益はほかの方に吸収されるということであつたんであります。が、昭和九年に特別会計をつくりまして、八千二百万円を限度としてそれ以上の利益は電話のために使えるということになりまして、非常によくなつたのであります。

続きまして、日本が戦争に負けまして、アメリカが進駐してまいりました。アメリカ軍の中にはA.T.T.の人間も軍政要員として大分たくさん入つておりましたが、アメリカ人は大体国営主義者なんです。理屈としては、それで、当時子会社として国際電気通信株式会社という設備提供の会社があつたんですが、それも人と物を合わせて通信省に吸収合併しろということを経営局長に命じて、それからまた通信省ということでも郵便と電信電話を一緒にやつておりましたが、電話の能率を上げるためには二つのエージェンシーを設けよというので、それを郵政省と電気通信省に分かちまして、私がその電気通信省の経理局長になつたのであります。

で、アメリカが来まして、まず一番電気通信にありがたいことは、納付金を出していただいたのを、これは不合理だということで納付金を出すことを廃止を命じました。それで非常によくなりました。そこへまた佐藤栄作電気通信大臣の時分に、公社にして人事と財務会計を企業並みにせよといふかぬといふことで、佐藤さんも了承されました。その省議に列席した私はほとんど唯一の生き残りでございますが、それからずつと公社にしていだいたわけでありまして、そこで私が見ておりましたのは、戦争に負けてから士気が阻害されておる、弛緩しておるということを考えましたので、経理局長になりまして激しい抵抗を冒して肅正をした

んでありますが、そういうこともやりまして非常に関心を持っておったものですから、今日まで電氣通信事業を見ておったわけでありませう。

公社になりましたから三十年にして非常に成績を上げて、経営的には、多年の積滞数を全部解消して、すぐく電話、それからダイヤル一つで全国どこへでもつながる電話を完成し、技術はまた世界のトップクラスに達しました。

技術の方は、例えば昭和三十四年ですけれども、アメリカの研究要員は一万六千四百十人あったんですが、電電公社とそれからKDD合わせまして研究関係は千三百五十一人でありました。十二分の一ぐらいであります。アメリカは人口が一億七千万、当時日本は九千万でしたから人口比から見るとますます手薄であります。それで一人当たりの経費はアメリカは四百七十八万円使っております。日本の方は一人当たり百六十六万円使っております。そういうようなぐあいには四分の一ぐらいいかかっていない金ですが、それだけの手薄、それだけの乏しい金を活用しまして一生懸命働いて、そして三十年間で技術もトップクラスに立つに至ったのであります。

それから経営的に見ますれば、とにかく積滞が解消し、すぐく電話、すぐつながる電話を完成し、そしてサービスとそれから料金は非常にすぐれたもので、料金などは世界一安いんじゃないか。例えば市内料金ではアメリカの三分の一ぐらいいであります。

そういうぐあいでありまして、臨調の方でこの電電公社の改革を取り上げるような雲行きになりましたので、私は昭和五十六年の十月の三十日に三十枚の上申書を臨調に出しました。そして、汚職のあったことにつきましては、先ほどもちょっと申しましたが、私が激しい抵抗を冒して肅正をして会計検査院長にも褒められたのであります。そしてそれは非常に協力的な技術者があつたおかげであります。それで当時の物価で年間十七億、それが最近の工事幅と物価では年間千四百億の節

約をして会計検査院長にも褒められたのであります。その私が首になりまして、悪いことをしておった者は全然一人も処分されなかったという、こういう人事のまずさが影響があるんで、これは公正にして峻厳なる信賞必罰をやればよくなるんだ、そういう人事をやっておつて汚職などに関係することは木によって魚を求むるがたぐいであるというところを中心にして三十枚の上申書を出しまして、加藤四郎会長から有益な意見だとして褒めていただいたところでありませう。それから、公社の真藤総裁にもそういう点は申し入れました。公正にして峻厳なる信賞必罰をやるならば公社はよくなるということを申し入れたんであります。が、真藤総裁からは御返事は伺えなかったわけでありませう。

そういうことでありますうちに、だんだん、それから民営論が出てまいりまして、民営論の根拠は、とにかくさつき言った汚職がけしからぬとかそういう人事のまずさでありまして、公社に関係のないこと、そういうことを言えば三越の汚職はどうかと言いたくなるわけでありませう。そういう人事を正しくやりさえすればよくなるということ。

それから、アメリカとかイギリスが民営だから民営がいいんじゃないかという意見があるわけでありませう。それは私は三十年前にアメリカの電氣通信事業の調査団の団長でアメリカへ行つたんですが、アメリカは、御案内のとおり、電話というものは自然発生的にベルの特許権でできた。そして非常に個人主義の強いところですから、何か民営で頑張っておるわけでありませう。ところが、特許権が切れて雨後のタケノコのごとく電話会社は九千二百までできましたので、AT&Tはびつくりして買収に出たんであります。私が行ったときには四千ほどに減つておりましたが、そんなに買収するんなら将来国営にするぞという契機が動いたものですか、AT&Tは国策的見地を考へるよりは個人主義的な営利本位ですから、それならというんで、農山漁村というようならな

いところはやらないうで、大都會のもうかるところだけを全体の八〇%を占めるような状態で経営をやつたわけですね。それでAT&Tは横暴だといふんで、今回分割、二十二の子会社を完全に独立させて、国家の大事なインフラストラクチャーを破壊してしまつて、この通信網が非常にまづくなつてきたわけですね。その弊害が大分出ておりまして、例えば市内料金は非常に高くなる。たしか七億ドルの市内料金の値上げの要望がベル系の会社から出ておるようでありませう。それから地方の關係も非常にこれでは迷惑しておるといううなことで、それからアクセスにつきましても非常に困難があつて、二十二回ほど回さないと電話が通じないといううなことがあるとか、非常に困難……

時間が少し超過いたしましたので、全体の關係で切らしていただきます。ありがとうございました。次に、内田公述人にお願ひいたします。

○委員(大木正吉君) 後で御質問もございまして、十二分ほど過ぎましたので一応締めくくつていただきます。○公述人(肥田三三君) そういううなことでありますので、これは成功しておるんだからつづさないでいただきたいということ、もしこれを民営にしますと、一遍民営にしたなら、これはもはや三年、五年先に民営は間違ひであつたからもとへ戻そうといつても、これは絶対にできないんで、これは私がKDDで体験しておるわけでありませう。それからKDDで体験して三十年間で二回倍増増資、四分の一増資を二回やる。一回時価発行増資をして五百円株が二万四千円、四十八倍ぐらいい上つたこともあるんで、NTTが民営化したらこの株は物すごい値段で上がるだろうと。それで今売るといふことは大安売りをするといいことになりまして、これは政治的責任じゃないかとさへ思ふぐらいいあります。そういうことでありますので、それから民営にするとこんな巨大な会社が一社でおることはできませんで、分割するといふことがある。そうしますと、一つのネットワークが破壊されて非常に通信が不便になるといふうなこともございまして、ぜひとも……

○委員(大木正吉君) ありがとうございまして、時間経過いたしましたので、全体の關係で切らしていただきます。ありがとうございました。次に、内田公述人にお願ひいたします。

○公述人(内田公三君) 経団連の常務理事の内田でございます。

本日、この通信委員会におきまして、電氣通信法制度の改革の問題につきまして私どもの見解を述べる機会をいただきました。ありがたう存じておる次第でございます。

今後の高度情報通信時代におきまして、情報は物質、エネルギーに次ぐ第三の要素として重視されておりました。情報を伝送する通信ネットワークは国民経済の基盤として極めて重要になりつつあります。特に、産業の国際競争力を考える上で産業のネットワーク化の推進は不可欠の要素となつてきておりました。多様な通信ニーズの充足と通信コストの低減とが産業界の切実な要望でございます。

経団連では、このような観点から、主として通信を使うユーザーの立場から、産業におけるより一層の情報化、ネットワーク化の推進のための方策を検討してまいつてきております。特に最近におきましては、通信回線の利用の自由化の問題、通信事業への民間の参入の問題、電電公社の改革の問題、さらには民間による衛星通信の利用の早期実現の問題など、いわば通信分野のハードとソフトの両面にわたつてその自由化を要望してまいつた次第でございます。

一昨年七月の臨調基本答申を受けまして政府が今国会に提出された電氣通信法制度改革に関連する一連の法案には、経団連が従来要望してまいりました事項がほぼ取り入れられておりまして、産業界から見ても評価できる内容の法案であると思つております。この法案の成立がおりますと、厳しい国際競争にさらされております我が国産業界にとつて大きなハンディキャップを負わされることになりまして、私どもといたしましては、関係法案の早期成立を強くお願いする次第でございます。

ます。

本日はせっかくの機会でございますので、電気通信法制度改革に対する私どもの考えをやや立ち入って御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

振り返ってみますと、戦後、我が国では基本通信網としての電話網の建設に重点が置かれ、電電公社の一元制の体制のもとでその建設が精力的に進められてきたのであります。その結果、今日、電話網については世界でも有数の水準に到達しました。その意味で戦後の通信政策は所期の目的を達したと言えるかと存じます。電話の架設の積滞解消及び全国即時通話化が既に昭和五十三年度に達成されましたし、また情報通信分野における技術革新が日進月歩で進んでおりまして、産業界ではこれらを活用したオフィスオートメーションあるいはファクトリーオートメーション、さらにはこれら結びつけた企業内ネットワーク、企業と企業とを結ぶ企業間ネットワークの構築がそれぞれ大変な勢いで展開を見せております。

御案内のとおり、米国や英国では通信分野に競争を導入することによって、通信の自由な使い方を認めるとともに、最新の技術革新の成果を通信分野に導入する政策をとっております。そのねらいとするところは、技術革新の成果を利用者に還元するとともに、独占の弊害を防ぐというところにあるように思われます。我が国におきましても、電電公社がこれまで果たしてきた役割は高く評価されてよいと存じますが、多様な通信メディアをすべて一元制の体制の中に閉じ込めておくというところは、技術の発展の見地からも、ニーズに適切にこたえていく上からも好ましくないと考えます。民間の活力と創意工夫を生かしてこそ高度情報通信社会の早期構築が可能になるものと確信いたします。

その意味で、今回の電気通信法制度改革の趣旨は、民営化によって新電電公社の活力を十分に発揮させるとともに、全国的な役務提供義務を負った新電電公社と、それからニーズに応じて機動的

にサービスを提供する民間新規参入業者とが相補完し合うことによって、我が国全体としての通信の高度化を図ることにあると理解しております。私どもとしては、今回の法案によって今後の高度情報通信社会に向けて制度的な基盤が確立されることになると評価しております。

利用のサイドから通信分野における最近の歩みを若干振り返ってみますと、米国では一九七一年に第一次コンピュータ裁定が出され、通信回線の利用が大幅に自由化されました。その後、付加価値通信業なども認められ、通信のネットワーク化が急速な進展を見まして、その結果、通信分野の全面自由化へと向かい、今日では通信ユーザーをして、もはやこれ以上望むものはないという状況を生み出しているというところであります。

ところが、我が国の場合、電電公社の独占を守るということで通信の自由な利用が厳しく制限されてまいりました。郵政省が三年ほど前に提案されたいわゆるVAN法案も結局関係者のコンセンサスが得られず、わずかに中小企業VANというものが超法規的な特例措置として認められたにすぎません。他方において、利用者側からの通信の自由化に対する要望は高まる一方でございます。結局、今回の改革法案において、我が国においてハード、ソフトの両面において通信分野の自由化を一挙に行わなければならないとなつたと、こういうふうな考えでいる次第であります。

ハード、ソフトの両面において一挙にという意味は、利用の自由化と同時に、通信事業そのものの自由化、その両方が一連に行われることになつたという意味であります。通信回線の開放がこれと結果、日本の産業界は通信のネットワーク化とその利用技術の面でアメリカに十年のおくれをとっていると言われております。ここで我が国の通信分野の自由化がさらに進むことになりまして、我が国は通信のネットワーク化の面で米国に今後追いつけなくなるのではないかと危惧しておりますのであります。今後の高度情報通信時代におきまして、その基盤となる通信のネットワーク化や

利用技術の面、さらには通信コストの面で国際的に立ちおくれることは、単に産業活動にとどまらず、国民生活においても相対的に我が国の水準が低下することにつながるものと存じます。関係法案の今国会での成立を熱望するゆえんでございます。最後に、今回の法案の内容に関連して、産業界の立場から三点ばかり御配慮をお願いしたいと存じます。

第一は、新電電公社と新規参入者の間の公正競争条件の確保の問題でございます。

何分新電電公社は巨大であり、新規参入者がこれに伍して競争していくことは極めて困難であろうと思われまします。米国の通信政策は一言で自由化と言われておりますが、実態を見ますと巨大で市場支配力を有するAT&Tの活動を規制することによって有効な競争状態をつくり上げるということに主眼が置かれてきたと聞いております。我が国においても、公正な競争を確保する見地から、新電電公社による内部相互補助の禁止、研究成果の公開等の措置が望まれます。

第二は、新電電公社による投資の問題であります。進出分野あるいは進出の態様いかにによりましては問題を生ずるおそれもありますので、慎重な対応を望みたいと存じます。

最後の第三は、新規参入を促進するための条件整備であります。新規参入を、ただ法律的に可能になつたということにとどまらず、現実的にこれを可能にするには、電波の割り当てや通信衛星の調整、打ち上げにかかわる課題、あるいは国際的な調整など、今後早急に体制を整えなければならぬ問題が残されております。

以上、種々申し上げましたが、今回の改革は行政改革の上からも、また将来に向けて我が国の電気通信のレベルをさらに高度化する上からも今を以て時ではないと考えます。ぜひとも今国会での法案成立を重ねてお願いしまして、陳述を終わらせていただきます。

○委員長(大木正吉君) 内田公述人ありがとうございました。

次に、高橋公述人をお願いいたします。

○公述人(高橋正雄君) それでは申し上げます。公述人というのは身元を明らかにすることになつていのかどうか存じませんが、私はここへ来たのは社会党からでしたけれども、私はどこにも所属しておりませんで、どの党にも入っておりませんで、六十年來学校の先生を務めているわけでありまして、で、ふだんからこういうことを考えておりますので、きょうの問題にも関連すると思えますので、初めに申し上げます。

それは、人間の歴史というのは実験の歴史だということでありまして。個人の場合もそうだけれども、企業であれ国家であれどんなものであれ、人間の生存というのは実験の歴史だ。実験ですからうまくいくかと思つてやってみてもうまくいくことがありませんから、その辺はまたやり直せばいい。やり直してもうまくいくとは限らないけれども、それならまたやり直せばいいじゃないか。実験の中には一度やってしまつたりやり直しができない場合もあります。子供などを産んでしまつと、いい子が産まれればいいですけども、悪い子が産まれたらやり直してはできません。しかし、大体多くの場合やり直しはきくわけでありまして。日本のことを——どうも講義調になつてごめんなさい。日本のことを考えますと、明治維新という大きな実験をやつたわけでありまして。それから、その後四、五十年して戦争、敗戦という実験をやつたわけでありまして。その後四十年間たちまして、いろいろな事情が重なりまして世界的にも大きな国になつてしまつたわけでありまして。

それでは何も問題がないのかというと、問題は大ありであります。褒めてくれるところもありまして、そうばかりは言えない。そういう点で、戦後四十年の実験、あるいは明治から数えて一世紀以上に上る実験の結果をこの辺で国民みんなが再検討してみようじゃないかというのが、せんだつてからの臨調が取り組んでいる問題だと思ふのであります。きょう皆さんにお話し申し上げる三つの法案もそういう実験の再検討の一つだと思ふ

んであります。

そこで、私は衆議院の方で決まりました附帯決議というのを非常に重く見るわけであります。その一つに「政府は、我が国の通信主権」ということを書いてあります。「通信主権を守り、」で、国家とか主権とか言うとか何か保守反動的な感じを持つ人もありますけれども、申し上げるまでもなく、現在の世界は百七十ぐらいの主権国家と称するものが集まって、一方では和気あいあいでありましても、他方ではかなりあくどい競争対立があるわけであります。そういう中で日本という国家があるわけであります。その国家がどういう国家であつてほしいか、どういうあり方を国際状況で持つべきかということは非常に重大な問題であります。

申し上げるまでもなく、今の憲法では、国会が日本国権の最高審議の機関でありまして、国民から直接に選ばれた皆さんの責任が重大なわけであります。その点で、附帯決議の中で、衆議院の方で、「我が国の通信主権を守り、」と書いてあるのは非常にいいことだと思つてありまして、単に通信主権ではなくて、この百七十といういろんな国の間における日本民族、日本国民、日本国家のあり方というのをぜひ考えていただきたいと。で、「国民経済」、「国際競争力」というのもありますが、それから「競争原理を有効に機能させるため」ということも書いてあります。

経済学の教科書になつて恐縮ですが、競争原理が有効であるためには、競争に参加するすべての企業、すべての人間がおおよそ平等の力を持つていふことが前提でありまして、もしそうでないのに競争原理といったようなものをやみくもに使いますと、結局弱肉強食、優勝劣敗ということになつて、国民全体としては惨憺たる結果になりかねないわけであります。その辺も大いに皆さんにお考えをお願いしたいわけであり

ます。
それから、やはり衆議院の附帯決議の中に「情報通信の基盤整備のための法制度」の云々と書いて

てありまして、これも私は非常にいいことだと思ふのでありまして、どういふ法の制度がいいのか、法がすべて悪いとは限りませんが、いい法を皆さんがおつくりになつて、今申しました我が国の主権を守るという立場と競争原理を有効に発揮するといふ状況とをどういふふうにしつたらうまくいくのかといふことを、法の、あるいは制度の改革を通じておやり願ひたいのであります。

それから、政府は、今回の事業の法案が実施された後の状況について、毎年一回報告をまとめて国会に出させるといふことを衆議院がお決めになつたようであります。これも大変私は賛成であります。さつき申しましたように、要するに、人間のやることなどは幾ら考えて、幾ら議論してやつても実験にはかならないのでありますから、その実験がいままでたつても何の問題もなしにうまくいくといふことはあり得ないわけでありますから、どんな政策、どんな制度がつくられたにしても、つくられた瞬間からどういふマイナスがあるか、結果があるかといふことをみんな考えてよりいいものにするのが、人間の道といふことはありまけんけれども、議会政治の道であると思ふんであります。そういう点を衆議院の方で附帯決議としてやつていふことに大変賛成であります。

それから、「日本電信電話株式会社の自主性を尊重する」というんですけれども、参議院から送つていただいたものを見ましたら、新しくできる会社ですね、日本電信電話株式会社というのは、「国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保」と書いてあるんです。これは個別企業、民間の利潤追求と言つてはさういふことでは言えないわけでありまして、あまねく日本全国に安定的な役務の供給を義務づけるんでしたら、そういう義務づけによつて成り立つ企業は株式会社企業と言おうが、何と言おうが、それは普通の意味での企業ではないわけでありまして、その企業に向かつて、そういう足や手を縛

られていないほかの企業が競争原理と称してうまい汁だけを吸うようなことになりましたら、その結果、全体として果たして日本の通信関係のサービスが国民全体が自由に平等に受けられるような状況になるかどうか。

私は、この日本電信電話株式会社法案の第二条を読みましてびっくりいたしました。こういう条項をつくつておいて、新しく生まれる第二ですか、電信電話株式会社というのが競争原理のマーケットでやつていけといふのは、非常に矛盾があると思つてありまして、普通の企業でしたら、もうからない地区だつたら、例えば過疎地区などは電話やめましたと言つたつてだれも文句を言わないはずであります。この条文を読むとそうでもないらしいので、その辺のことなどもぜひ皆さんに、何といひますか、慎重審議をお願いしたいと思ふのであります。

要するに、繰り返しになりますけれども、現在の日本では国会が最高権力者でありまして、国会が、政府はどういふことをやれ、どういふことではやるな、民間の企業はどういふことをやれ、どういふことはやるなといふふうなことを政府と飯に企業にいたしますと、政府と企業の役割の分担を決めて、それを国民的な立場から監視し、必要とあれば法律をつくるのもよし、撤廃するのもいいんであります。そういうことをなさるといふ重大な日本全体の最高の権力者であられる議會の方々に大いに慎重審議をしていただいて、きょうのところは電信電話の問題であります。電信電話の問題について、最も今の日本の状況からいって理想的な制度になるような法案をつくつていただきたい、そういうふうにごさいます。

これで終わります。ありがとうございます。
○委員長(大木正吾君) 高橋公述人、ありがとうございます。

次に、三村公述人にお願ひいたします。
○公述人(三村俊隆君) 私は、フアクシミリ並びに電話機などの通信関係の機器の販売と工事サービスをお願いしております大幸通信の三村でございます。

います。

本日は、参議院の通信委員会におきまして、電気通信改革法案に対し、意見を述べる機会をいただきました。まことにありがとうございます。

私は、電話やフアクシミリなど、通信機器の販売を業とする一中小業者の立場から、この際、率直な意見を申し上げたいと存じます。

まず、総論としていまして、電電公社の民営化を初めとする電気通信の自由化に對しましては、基本的に賛成でございます。私もよく理解しております改革法案のねらいとするところが真に具現化されていきますならば、利用するすべての企業、国民にとつて、また一方、関連するすべての産業界にとつて、多くの価値を与えてくれるであろうと期待しているからであります。

しかしながら、改革法案を各論としてその内容を見ましたとき、もし誤つておればお許しくださいたいと思いますが、不明確な点が幾つかあり、その明確化が先延ばしになつていふ不安が離れないからであります。その中で、特に私も通信機器の販売業界といたしましては、その将来を大変危惧せざるを得ない問題が生じてきているといふことをごさいます。それは、新電電の営む業務のうち、端末機器を販売する附帯業務が、さきの衆議院におきます御審議、御決定によりますれば、政府原案にごさいます郵政大臣の認可対象事項から外された点でございます。

以下、この問題に絞つて具体的に業界の実情を申し述べたいと存じます。

まず第一に、現在の電電公社の体制において、三年前、フアクシミリ関連業界を大混乱に陥れた事件があつたといふことをごさいます。

すなわち、昭和五十六年十月二日、電電公社がトラック方式により、フアクシミリ装置の競争入札を行った際、一部のメーカーが電電公社の大量購入を当て込み、市場価格の四分の一以下という超低価格で落札いたしました。電電公社は、この落札購入価格から従来の計算方式による販売価格をはじき出し、市場価格の半値で売り出そうと

したため、私もデイルー、サービス会社、メーカー、フックスミリ関係業界と通信機械工業会は、一体となって中小の流通業界が全面倒産の危機にさらされてしまうと郵政省御当局に対して十数回に及ぶ陳情を繰り返してお願ひ申し上げた次第でございます。これを受けられた郵政省御当局の公正、的確な御判断と御指導によりましてやっと最悪の事態を防ぎ得たのでございます。

第二として、新電電となつてもその巨大性が変わると思われません。したがつて、このような不当な競争入札によつて、超低価格で機器購入可能な新電電が単なる再販業者として何の拘束も受けないまま自由に販売を実施していくとすれば、さきに申し上げましたような事態が再発しても、我々中小販業者として何の防ぎようもないという事になります。

ここでちょっとつけ加えさせていただきますが、新電電が附帯業務として端末機の販売を計画されている主たるものは電話機とフックスミリではないかと思ひますが、この両者には市場構成に大きな違いがあるという事でございします。すなわち、電話機市場は、本電話機では電電公社一〇〇%、その他通信機器類でも大きなシェアを持つた公社主導型のマーケットでございします。したがひまして、本電話機開放後におきまして、公社と電話機業界に最悪な事態が生ずるような大きな混乱は起こり得ないと思ひます。

しかし一方、フックスミリを中心といたしますOA市場は全く逆でありまして、民間業界が営々辛苦こそ数十年間に築き上げました民間主導の市場でございまして、電電公社のフックスミリ市場におけるシェアはわずかに数%にすぎないものであります。

このような民間が育てたフックスミリ市場に対して、附帯業務の認可対象外ということで新電電が自由裁量による独自料金の設定を行い、その公社から引き継いだ巨大な全国二千五百に上る営業所と充実したアフターサービス網に加え、何万人にも及ぶ豊富な人材の投入によつて私たちの市場

に大きく進出してきた場合は不正な競争を強いられ、その影響ははかり知れないものがあることは容易に御理解いただけると思ひます。

フックスミリを中心とするOA販売業界において、十萬社に及ぶ販売会社、代理店、販売店、工事店、サービス店などの中小企業群が築き上げてまいりました民需市場と日本伝統の販売流通経路の仕組みは根元から崩れ去り、倒産、壊滅的な打撃を受けることが明らかであります。これは、ちょうど大型スーパー店が地方進出の場合に、地元中小売業者が受ける影響の数千倍にも当たると思ひます。

第三に、見方を変えて申し述べたいと思ひます。電電公社の民営化は、電気通信分野への自由競争の導入であると言われておりますが、民営化となつてもその巨大性は変わらず、またネームバリューのある新電電であつてみれば、自由裁量の身となつたガリバーとして端末機器市場での独占性の一層の拡大を招来するのみで、既に民間の厳しい自由競争下にあるフックスミリ市場などへの参入は、民間への抑え込み以外の何物でもないと思ひます。

第四に、以上を総括いたしましたして、政府原案では附帯業務を認可対象としていながら、これが外されてしまつたことは、中小企業の販業者に対して何らの配慮もされていらないのではないかと思ひます。

衆議院における附帯決議事項のうち第二項におきまして、新規電気通信事業参入者、いわゆる第二電電、これは大企業みずからの意思で出資し、進出をしようとするものであります。この第二電電に対しては、その成立、存立のために特段の配慮が盛られていられるにもかかわらず、逆に新電電の進出によつて、一方的に大打撃をこうむることが予想される被害者の立場に立つ我々中小企業群に対しては、何らの配慮もとられていないのであります。

どうか私も中小企業の販業者に対するガー

ライン並びに関連する多くの業界の健全なる発展のため御指導の立場を政府は堅持していつていただきたいと思ひます。

よつて、ぜひとも郵政大臣の認可対象外とした新電電の附帯業務に対する歯どめを、少なくとも附帯決議の中に盛り込んでいただきたいと思ひます。あるいは駆け込み寺的調整機関を国会内に設置されることを強く切望する次第でございします。

最後に重ねて申し上げて恐縮でございしますが、私も、電電公社の民営化、電気通信事業の自由化の趣旨、そのための法改正については基本的に反対というのではなく、むしろ賛成でございします。

しかしながら、電電公社の民営化、新電電はその影響するところ余りにも大でございします。より具体的に、より問題点を掘り下げた審議を十分な時間をかけて御審議いただきたく、私も中小企業並びに数十万に及ぶその従業員や家族の立場としても納得のいく、そして来るべき高度情報化社会に向けて、その歴史に汚点を残すことのない電気通信法の法改正であつてほしいと切に願ひます。

以上で意見の開陳を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○委員長(大木正吾君) 三村公述人、ありがとうございました。

うなれば、最後の詰めの段階に来ておると私は考えます。そういう今日の状況に則して考えるならば、現段階においては建前論は言つても始まらないと、こういう認識であります。

したがつて、電電三法案の問題点について修正もしくは修正に準ずる説明を行つていく。そういう立場で取り組むべきだという認識を持つております。

二つ目に申し上げたいのは、そのことと関連いたしますが、私たちの参議院の審議に対する要請でございします。

結論のみを申し上げますと、電電三法については、衆議院における審議経過と結論を踏まえていただいて、参議院において法案の問題点の修正ないし修正に準ずる説明を行つていただきたい。その上立つて本国会の会期中に前進的な議了を行つてもらいたいというのが我々の基本的な態度であります。

次に、第二のポイントとして、若干の具体的な見解を申し上げます。これは三つございします。

まず第一は、電電三法案に関する衆議院の修正、それから附帯決議を含めた結論、これを当該の労働者としてはどう評価するかという問題でございします。この点について私たちは、衆議院の結論は前向きに評価をしたい、こう考えております。

次に、山岸公述人にお願ひいたします。

○公述人(山岸章君) 電電公社の当該企業の労働組合である全電通委員長の山岸でございします。

私は、観点を交えて申し上げて当該労働者の立場から意見を申し上げます。

第一のポイントは、電電三法案に対する全電通労働組合の基本的な考え方でございます。これは二つ申し上げます。

まず一つは、この電電三法案について我々は、本来は賛成できない、反対という、そういう立場でございします。しかし、現実には国会で審議が進められまして、衆議院の審議が完了してある。言

それから第二として、しからばその衆議院の結論について君たちはもう全面的に異論はないのかと、問題点は感じないのかということが問題になります。この点はやはり評価はいたしますが、衆議院の結論についてはなお幾つかの玉虫色の部分が残されている、こう考えます。この玉虫色の部分を残しておきますと、今後いろいろトラブルが実行の段階で発生をしてみたいと思ひます。したがつて、参議院においてひとつ明確な御検討をいただいて、この部分についての修正、それから修正が難しいということになれば、修正に準ずるような

解明をぜひ図っていただきたいと、こう希望するものであります。

しからば、衆議院の結論のどの部分を君たちは玉虫だと言ふのかというところが問題になります。この点は、当該の組合の立場で申し上げますと四つあります。

一つは、公共性に関する部分。これは衆議院の審議の過程における政府答弁及び高橋公述人から先ほど御指摘がございましたが、附帯決議等によつてかなり公共性の部分については明らかにはされております。しかしながら、例えば電気通信サービス提供のあり方について、従来の公衆電気通信法でございましたら、あまねく公平にこれを提供するという原則がございましたが、今度は、あまねく安定的に電話サービスを提供すると、こうなつております。私は国民の見地から考えるならば、これはやはりあまねく公平にというその基本的な姿勢というものがもつと前面に出されてしかるべきじゃないかと、こう存じます。それから、公正競争条件がうまく確立できなくて、電電は巨人だからもうがんにがらに縛りつけるなんてな格好でやられたり、あるいはクリームスキミングでうまくところだけ参入されてつまみ食いをやられますと経営がペイしなくなってくる。そういうまいや方をするとして、これは一般の消費者である国民の皆さん方に電話料金の値上げというふうな事態も起こり得る危険性がある。こういったものに対しても歯どめをかつちりとかける必要があるんじゃないか、こういうことを考えます。そういう観点から、公共性に関する部分について、さらに参議院の段階でより明確にしていただくといふんじゃないかと、こう思っております。

それから二つ目は、スト権の問題でございます。衆議院では、当分の間二重制限を加えると、「当分の間」というのはいろいろ与野党で御議論されて、三年間というように限定されました。しかし、三年たてばどうするかという問題について

方向性が非常に不明確であると。中曽根総理の総括質問における答弁では廃止を含めて検討と、こうなつておると。廃止を含めるといふことは、廃止しないこともあり得ると、こうも通ずるわけでございます。これは争いを三年先に延ばしたというにすぎないんじゃないかというふうな御意見もございまして。

したがって、私はこのスト権の問題については三年間で見直すと言ふんだつたら、三年後には二重制限は取つた、廃止するといふことをはつきり言つてもらふようにしなければいけない。こういう点、参議院でぜひ掘り下げていただければありがたいと思ひます。

それから三つ目は、公正競争条件の確立と関連しまして、附帯業務に関する部分でございます。この点について三村公述人からいろいろお話がございましたが、我々の認識とは大分違います。私たちは現在の民間の事業者の方々も新電電も共存共栄できるようにしていきたい。新電電だけが生き延びて民間がつぶれるといふようなことはやめなさいやいぬ。そのかわり、民間が生き延びるために、新電電がペイしなくて、そのしわ寄せが電話料金値上げ等で加入者に持つていかれるというふうなことも避けなければいけない。共存共栄という立場に立つて、そのための公正競争条件をどうつくり上げるか、このための公正競争条件をどうしていただきたいと思ひます。

四つ目は、当事者能力に関する部分について、衆議院の段階で政治的担保は八割方確立したと思ひますが、参議院段階でさらに検討を加えていただまして、やはりでき得れば一〇〇%の政治的担保を確立いただきたい、こういう点でございます。

それから最後に、第三に申し上げたいのは法案の扱いの問題であります。

私たちは、衆議院ではこの法案は議了された。しかし、参議院では継続審議だ。そして、先行きいつ、今度この参議院で決着がつくかわからない。そういう展望が全く明らかにならない

まま、中途半端な形で、俗っぽい言葉で言いますと蛇の生殺しのような格好で電電法案が棚上げされますと、当該労働者としては非常に不安と動揺が起ることを恐れます。それからまた、企業活力というものを引き出すというけれども、私はこれに逆行する結果がこまで来れば出てくる危険性が非常に大きい、こう考えるわけであります。

また、国際的に考えましても、スタートがはれると、こまで来れば、A T T、I B Mは準備態勢が十分できるけれども、国内の対応する業界の態勢がどうかという、これは法案がまだ成立してないといふので非常にたつと。そうすると、通信主権の問題が生まれかねない。下手をすれば大型V A Nを中心にして高度情報通信の分野では、これはA T T、I B Mに支配、席巻されるような事態を起す危険性があると、こういうことを考えておるわけであります。

よつて、私たちの結論としては、今申し上げましたような問題点について、参議院において十分御検討いただき、常識的な決着をつけることを前提として、我々全電通労働組合としては電電三法案については本国会の会期中に議了されるよう強く要請いたします。こう考えるわけであります。

以上であります。

○委員長(大木正吾君) 山岸公述人、ありがとうございます。

次に、高野公述人にお願ひいたします。

○公述人(高野邦彦君) 高野でございます。

私は今回の第二臨調の第四部会に関係したという立場から、きょう若干の感想を申し上げます。まず、先ほど高橋公述人が「偉大なる実験である」といふふうな表現をされたのは、まさに今回の行政改革であつたといふふうに思ひます。今さら申し上げるまでもなく、行政改革の今回の答申には二つの大きな理念が出ております。それは活力ある福祉社会ということと国際社会に対する貢献の増大ということが今後日本の進むべき

一つの大きな方向であるという理念が出ております。それを行政改革を進めるに当たつてどういふふうな視点から考えるかといふことで、「変化への対応」といふことがまず第一点として挙げられておりますし、「簡素化・効率化」といふことが第二番目の大事なポイントだといふふうな結論づけられております。

そこで、まさにこの電電三法案に関しまして、これは臨調答申に沿うものとして今回これが成立されることは、第二臨調に関係した者として大変に期待するし、できるだけ早期に法案として成立させていただきたいといふふうにも思ひます。

ややその点を具体的に申し上げますと、先ほど来お話がありましたように、今日の技術革新というものは、いわば従来の技術革新が筋肉系統の技術革新に対して、神経系統の技術革新であるといふふうな表現がされますけれども、高度情報化社会といふものの展開といふものはまさに急速な進歩であります。その中で、電気通信事業といふものは一つの大きな担い手として脚光を浴びているわけでありまして、こういうふうな電気通信事業の今後の発展を考えます場合に、やはりその担い手にまさに活力を持った組織体としてそれが展開されなければならぬといふふうなことを考えているわけでありまして、結局、従来の電気通信事業というものが、いわば一元的な独占的な形で行われてきたといふところに一つの大きな問題を発見したわけでありまして、第二臨調が、この公社の形というものが新しい時代に非常にそぐわないといふところから改革案を提案したことは御承知のとおりだらうと思ひます。

そこで、今回の法案というものを見ますと、これが一つの大きな実験であるといふことの性格にもよりまして、同時に、毎年あるいは三年後あるいは五年後、幾つかの見直しということがうたわれております。これは大変に重要なことで、この新しい日々進歩する、日々変わつてい

く状況の中で見直しというものをやっていたら、
ということではこれは絶対的に必要であるといふ
うに思っています。

したがって、まあこの法案というものもそうい
う変化に柔軟に対応できるような形で成立される
よう御審議をお願いしたいといふふうに思いま
す。

そこで次に、新電電の性格というものと電氣通
信事業の行政のあり方についての若干の感想を申
し上げたいといふふうに思っています。

今回の公社の株式会社化、それから独占からの
脱皮、つまり競争原理の導入ということは、これ
はまあ自由社会の基本的な基礎を強化するという
意味で大変高く評価されますし、注目すべき前
進であるといふふうに受け取っております。

その理由は、申し上げるまでもなく市場原理と
いうものの大事さ有効さでありまして、そのい
わば資源配分の適切な状況というものを全体とし
てつくり出していくということが重要なことにな
るだらうと思えます。したがって、そこでは、ま
た原則的なことを申し上げて恐縮ですが、でも、
幾つかの点が考慮されなければならないといふ
うに思っています。

その一つは、行政もそれから新電電も、当面は
競争者の出現を歓迎し、これを育成する姿勢とい
うものをとり続けることが望ましいといふことで
あります。これは法律の運用という問題とも関係
してくるというふうに思いますが、余りに
も煩雑であり、余りにも厳しいという条件や手続
というものはできるだけやっばり避けた方がいい
だらうというふうに思っています。競争原理という
ものの導入ということでは、巨大なガリバーがい
る段階では大変難しい問題も起こるうかと思いま
す。しかし、それは今後のこの三法案の運用によつて
漸次これを育てていくという方向がとられること
が望ましいと思えます。

それから、新電電について申し上げますと、ま
あ臨調答申に従って民営化というものは方向が打
ち出されてきたわけでありまして、その意

味は、結局公社制度では実現が非常に難しいある
いは期待できなかった当事者能力が増大するとい
うところに一番大きな意味があるだらうと思いま
す。それは結局、自己責任の原則が貫徹されるこ
とでありまして、それによって効率化とか合
理化というものが実が飛躍的に増大するといふ
うに予想されるためです。これまでの我が国の電
氣通信事業というものは確かに電電公社によつて
リードされてきましたし、いわゆる積滞の解消と
か、それから全国の自動化という偉業を、なし遂
げた公社の実績というものは高く評価するのによ
ぶさかではありません。

しかし、第四部会が注目したことは、既に数年
前から赤字ではあつても経費の増大から収支差額
が圧縮されてきたという事実であります。このた
めに、このまま推移しますと確実に収益の圧縮
と、あるいは赤字化への方向というものもたら
ざるを得ないという問題点が一つありました。

それから二番目は、行政のあるいは政府あるい
は政治と言いかえてもよろしいかもしれませんけ
れども、大きな弊がありまして、いわば投資ある
いは料金その他事業計画、その他すべて予算制
度、国会の決定に待たなければならなかつたとい
う意味が大きな公社の足かせになつていたとい
ふことであります。したがって、今後進展する
高度情報化社会の旗手として電氣通信をリードす
る新電電というものは、この競争条件の整備とい
うことでますます合理化し、さらに効率化して社
会のさまざまな新しいニーズにこたえていく立場
にある、あるいはそういう責任があるといふふう
に思っています。

実際、今日電電公社の問題というものは、結局
三十万人を超える巨大な企業体であるといふこと
ですね。これをいかに効率化するかということが
恐らくは公社の最大の課題に多分なつていられ
うと思えます。独占であり、それから巨大である
といふこと、これはまあ経営者の意識あるいは組
合あるいはそれが与える社会への影響その他考
えてみますと、一般的な企業的な考え方とは相当隔

たつている、相当違つている面があるといふ問題
だと思えます。

なぜ巨大であり独占であることの問題があるか
という点、結局行政からの過剰介入を招きやすい
こと、あるいは経営者の管理の目が届かないこ
と、それから官僚化すること、それから規則づく
めになるとか、事なかれ主義になるとか、労使の
心の通ひ合いがないとか、いろいろな問題がある
と思ひますけれども、そういう問題をとにかく民営
化と、それから競争の原理でこれをなくしていく
方向というものが望まれるわけでありまして、ま
ず今日のこの電電三法案、いろいろな問題はあろ
うかと思ひます。あるいは第二臨調の報告とも若干
違ふ面もあります。しかし、とにかくこれは新し
い時代の新しい実験でありますから、やってみな
ければわからないという要素もあります。したが
りまして、御審議を慎重にやつていただくことは
結構でありますけれども、とにかく現在、ここま
で来た段階ではその電電の対応あるいはその他事
業界の対応とも考えまして、できるだけ早期の成
立というものを特にお願いしたいといふふうに思
ひます。

○委員長(大木正吾君) 高野公述人ありがとうご
ざいました。
次に、安部公述人にお願ひいたします。
○公述人(安部誠治君) 御指名いただきました安
部でございます。
私は、大学で公企業論という科目を教えており
ます。本日は、三点に絞りました私見を述べさせ
ていただきたいと思います。
まず第一点目でございますが、御承知のよう
に、明治二年に東京・横浜間で初めて電信が開
されたわけでございます。これをもちまして、我
が国の電氣通信事業が始まりましたが、以来百十
五年の間、電氣通信事業は一貫して国または公共
企業体などによりまして一元的な運営体制がとら
れてまいりました。実はこの間、電氣通信事業の
あり方、経営形態に関しまして、いわゆる民営化
論議が私の知る限りでも戦前におきまして六回、

戦後に入りまして二回ほど起こっております。
一つだけ御紹介いたしますと、明治二十七年に
当時の貴族院議員によりまして、電話民営建議が
帝国議会に提出されております。これは結局却下
されておりますけれども、このときの当時の通信
省の反論は次に申し上げます三点でございます。
た。

一つ目でございますが、電話民営は、営利を
図るにきゆうきゆうたる結果、利益ある方面には事
業を拡張するも、しからざる方面にはその利益を
与ふるにちゆうちよすることをもつて一般電話の
普及を妨ぐることを、これが当時の一つ目の理由で
ございました。二つ目は、独占事業の弊に陥り、料
金を高価ならしめるおそれあるのみならず、交換
業務に確実と安全とを期しがた、技術上の改良
もおぼつかないこと。三つ目が、通信の秘密と業
務の公平を期しがたいこと。以上三点が当時の通
信省の反論でございます。

以上申し上げましたように、いろいろ議論は起
こつたわけでございますが、結局通信事業は国の
責任でもつて行つていくことがよいのだという結論に戦
前の場合は落ちついてゐるわけでございます。
戦後につきましても、現在の公社制度発足の直
前に二度ばかり経営形態に関する議論が起つて
おります。しかし、公社発足と同時に、いわゆる
経営形態論議、民営化論議は鎮静いたしました。公
社発足後も、御承知のように、政府は各種の審議
会を設置いたしまして、経営形態に関する見解を
まとめてまいりました。こうした答申ですとか、
あるいは意見書は都合六回ほど出ておりますが、
いずれも現行制度、すなわち公社制度の維持と国
の責任ある運営という結論に達しております。

具体的に御紹介いたしますと、一番新しいの
は、昭和五十三年の公共企業体等基本問題会議の
電電公社部会の報告でございます。この報告は、
電話事業、電報事業、データ通信事業のおのおの
につきまして、そのあるべき経営形態を検討して
おりますけれども、そのうちの要点はおおよそ次
のようになつております。

一つ目は、電話は国民生活に不可欠なサービスになっており、その公益性は極めて高い。二つ目ですが、今後、離島や僻地などの非採算的需にこたえる必要が強く、これへの十全な対応を民間に期待するは不安が残る。三つ目、自然独占性、技術的統一性、サービスの均一性を求められるため、全国的な独占事業として営まれるのが望ましい。四つ目、電気通信回線網は、我が国経済社会全体の神経組織と言ふべきものであり、その施設整備の円滑化及び管理の適正化を最大限に確保するために公的に管理することが望ましい。このように述べているわけでございます。

少なくとも六年前までは、電気通信事業に關しましては今とめまされたような内容で、ほぼ我が国では国民的なコンセンサスができていたのではないかと私は考えております。

ところが、今回の電電三法案を拝見いたしますと、ともかく、百十五年間やってきた方式と国民の間のコンセンサスを大きく変更させる内容を含んでおります。私のように少し長い目で日本の電気通信事業を見てきた者にとりましては、今回の電気通信事業改正の動きは、日本の百十五年の歴史に照らしてみても余りに急過ぎる、唐突過ぎるという感を否めないわけでございます。

そこで、まず第一点目に申し上げたいことは、事柄の性格がこういう内容のものでありますので、参議院の場において十分時間をかけられて、十分な上に十分な御審議をお願いしたい、こういうことでございます。

第二点目に電気通信事業をめぐる先進資本主義各国の動きについて申し上げます。

近年、技術進歩による電気通信と情報処理の技術の融合によるいわゆる高度情報化社会を迎え、情報の国際流通が激しくなる中で、通信事業の自由化、競争原理の導入が時代の趨勢であるかのような論調が一部に強まっております。しかし、先進資本主義国を見渡してみますと、通信の自由化を積極的に追求しているのはアメリカだけであります。イギリスは、この秋に予定されているBT

の民営化と、八一年に設立されたマキユーリ社の新規参入で、電電三法案の先駆のように言われておりますが、今後新たに別の参入会社が許可される計画はありませんし、国際データ回線の開設についても厳密な規制を行っております。アメリカ、場合によってはイギリスも加えてよいと思ひ、いわゆる自由化路線をとっております。国によつては政府の規制を強めている国さえございます。したがつて、この間の我が国の動きは、アメリカと並んで先進資本主義諸国の中では極めてまおきたいと思ひます。

最後に、通信主権という問題について申し上げます。

戦前我が国は、この問題で大変苦悶いたしました。明治の新政府は、明治三年にデンマークの南北という会社に海外通信の特許を与えました。対外通信の政治的、経済的、軍事的な重要性に対する十分な認識を欠いておりました当時の政府は、海外通信の運営を一外国の会社に無条件かつ無期限に許可し、これによつて国際通信の自主性を開国早々に失つてしまつてしまつた。御存じのように、以後七十年にわたりまして国際通信の自主性の回復を目指して血の出るような努力を日本政府は行つてまいりました。

ところで、今回の電気通信事業法案を拝見いたしますと、今申し上げました戦前の我が国の苦い体験を十分考慮してはいないのではないかと思われる点がござります。今回の法案では、第二種電気通信事業への外資の参加を全面的に自由化し、第一種電気通信事業についても、外資率が三分の一以下であれば参入を許すものとなっております。

そういった面と、ハードの面ではともかく、ソフトの面やデータベースの蓄積という点では、圧倒的に強力なAT&TやIBMなどの外国の企業が我が国において全国的規模で不特定多数を相手に情報電気通信事業を行うことが可能となります。電気通信技術が高度に発達し、しかもそれがコン

ピューター技術と融合しつつある現在、ある場合には全く目に見えない形で、またある場合には当事者に自覚すらされない形で通信主権が侵犯されることが起こり得ます。産業、社会、文化の中核の神経系統であり、一国の独立の基礎をなすとも言える国内電気通信事業へ外国企業の自由な進出を許すことは、我が国の通信の自立にかかわる重大な問題があると思われまふ。

戦前の日本の通信自主権の喪失は、対外通信網の建設に当たつて不平等な免許を外国企業に与えたことが原因でありました。この、いわば第一ボタンのかけ違ひがその後、政治外交上でも通商文化上でも、常に割の悪い立場に日本が甘んじなければならなかつた原因となりました。ただ、明治政府は、国内電気通信事業へは賢明にも外国企業の参入を許しませんでした。ところが今回の法案によりまして、国内電気通信事業への外国企業の参入が自由化されることとなります。中曽根総理によりまして、電電三法案は「明治二年以来実に百十五年目に及ぶ有史以来の大改革」ということとありますが、この大改革に当たり、再び第一ボタンをかけるというようないふことが起こりますならば、今後の日本社会に与える影響は戦前の比ではないと思われまふ。

通信主権という点で大いに問題を含んでいる今回の法案に、私は大いに疑問を感じております。以上でございます。どうも失礼いたしました。

○委員長(大木正吾君) ありがとうございます。以上で公述人各位の御意見の陳述は終わりました。それでは、これより公述人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○岡野裕君 公述をいただきました諸先生には、本当にありがとうございます。うんちくを傾けられた御高見を伺う思いでございますが、おかげさまで時間をいただきましたものですから、二、三お尋ねをいたしまして、より一層理解を深

めたい、こう思う次第でございます。よろしくお願ひいたします。

最初に、もう前からおなじみをいただいております全電通の山岸委員長がおいででございますので、お心安定して山岸さんからお伺ひをしたい、こう思うわけであります。

ついさうであります。山岸さんのお身内の方から電信レポートという新聞を私にいただいて、いや委員長、この電電三法については衆議院以来、あれやこれや電電公社さんのしりをたたいたり、諸先生にお願いをしたり、八面六臂の御活躍だな、こう思つたのでございますが、きょうお話を承つておりますところでは、やっぱり原則は反対だ、だが、まあしかしという、こういうお話でありました。

原則反対だという点について一つ、二つちよつとお尋ねしたいのでありますが、今ちようどロサンゼルスオリンピックの真つ最中だと。私もはお互いにロサンゼルスを知りません。ペルリンあたりから多少は知つてゐるかな。「前畑頑張れ」という実況ラジオはあのころ、鯨魚ラジオというので聞いた思い出です。それから、戦争から解放されるあの玉音放送、これは三球ラジオだつたと思うのでありますが、陛下には失礼であります。時々わからなくなるので、三球ラジオの頭をばかばかたきながら、一生懸命耳を傾けた。ついでこの間のように思うのでありますが、もう今日は各家庭ICのラジオだ。海へ行つても山へ行つても、非常にはつきりしたラジオが聞ける。おまけに、FMだ、PCM放送だ。いやいや、声ばかりじゃやないぞ、テレビも白黒からカラーになった。これも高解像度テレビなんぞというものがそのうちに我々の目の中に入ってくる。

電気通信のお隣の放送の分野は随分発達したな、こう思うのでありますが、鯨魚ラジオから今までの美しいカラーテレビ、これを見てみると、やっぱりNHKだけに任せていたんじやこんなふうにはならなかつたのではないかな、民間参入等がいっぱいあつて初めてこうではないか。今のこ

の時点で、あれが全部NHKさんでやっておられるということになったならば、国民の皆さんも、おかしいな、こう思うのだと思うのであります。まだ、一般開放というようにことで三法通りません時点でありますので、いろいろお考えもあろうかと思うわけですが、今言った放送分野を眺めてみますと、これは山岸さんもこの電通世界もやっぱり、電通は民間化され、そして民間参入大いにしかるべきだ、こういうお考えになるのじゃないかと思いますが、いかがでございますしよ。

○公述人(山岸章君) たいだいま岡野先生から御指摘がございましたが、私は先ほど申し上げました原則反対というのは、出発点はそうだったという事を言っているんです。もう今終点に近づいているんじゃないかと、終点に近づいているのに、また出発点の原則を建前論として振り回しても、これは現実の法案に対する対応にはならぬじゃないかと。だから、本来はそうだけれども、現在の段階ではやっぱり、衆議院で修正を加えて法案が可決、決定されたという現実を踏まえて、あれもこれも言うんじゃないに、当該の労働組合として、これとこれだけではできればもうちょっと何とかしていただきたいという部分だけ遠慮がちに申し上げたかどうかというので、先ほど申し上げました。もう原則反対というのは私たちは、自分自身の意識の中では淘汰しておるといようなつもりでございます。何しろ私はしゃべるのは下手なものですから、舌足らずで誤解を招いたと思いたすが、そういう立場であるということをお理解いただきたい。

それから電通民営、それから民間の新規参入、公正競争をやることによってどうかということなんです。もうくどくど言いませんが、これは本来私たちは民営反対なんです。それから、公共企業体で残るのも反対なんです。もう一生懸命それは励んで何は業績上げましても、賃金、手当、労働条件の決定では、何か親戚で赤字の企業がございすわね、そこを右へ倣えてやられたんじやそ

れはたまったものじゃない。それから、規制と監督は厳し過ぎる、がんじがらめだ、これじゃ自由競争な企業活動できないじゃないか、国民のニーズにもこたえることはできない、だから公共企業体もまずい。だから、公共企業体でもない、それから株式方式の民営でもないという方式がいいんじゃないかと実は考えたんですけれども、もう今日の段階では、そんなことを言ったってこれはもう通用しませんわ。したがって、我々としてはその主張については断念をして、お願いをしたいのは、衆議院でも参議院でも議論になっておりますが、電通事業というのは国民の共有財産だと私は思っております。ですから、株式方式はこまて来ればやむを得ないけれども、しかし株の持たせ方等については、国民の共有財産という性格にふさわしいようなやっぱり方式というものを株式というシステムの中でひとつお考えいただきたい、こういう気持ちでございます。

それから、民間の業者の方が参入される、今まで電通が独占でやっておつたものを今度はいよいよ開放して公正競争でやるんだということについては、もう我々は受けて立つという考えなんです。しかし、ここで考えていただきたいことは、競争原理というのが前面に出ておりますけれども、競争原理と公共性の調和についてどうしていくのか、これは非常に重要な課題だと思います。ですから、こういう点については、くどくど申しませんが、ぜひ先生の方で十分御検討いただきたいし、法案が通りました後も、オペレーションの問題として相当真剣に議会として対応していただくなきやいかぬ分野もあると思いたすので、ひとつよろしくお願いいたします。

○岡野裕君 原則反対というのは今の時点ではおろしたものであるというお話でありますので、これは現時点でおろしたのではなくて、もう将来十年、二十年先、この電気通信の世界を展望した上でおろされた。しからば現実かどうかというその辺についてお尋ねをしたいのでありますが、山岸

さんもおっしゃいますように、競争場裏に置かれるならば、これは公正な競争でなければならぬというお言葉がありました。これは内田先生、高橋先生の方のお言葉の中にもこの種の意味合いはあつたと思うのでございますが、やはりこの間も福岡先生のお話の中に巨獣電通というように言葉がありました。いつぞや新聞の中にもそういう言葉があるんですね。だから、民間の皆さんから見ますと、電通さんやっぱりジャイアンツなのだな、こういうようなことじゃないかと思うのです。しかしながら、そのジャイアンツもそれから一般の皆さんも入れて全体の電気通信の世界を構築していくということであれば、レスリングなんかでも重量制というのがありますし、あるいは香車を落としたりという将棋の世界でもいろいろきめ細かくして全体がおもしろくだれでも入門できるようにと、こういうような配慮があると思うのです。そういう意味からしますと、今回の法律案はあるいはそれに付せられた附帯決議などなどを見ますと、ちようどいあんばいに、まあ井田風鈴までいったんじやおもしろくないと思うのでありますけれども、とにかく電通さんは今やつている商売を株式会社になつても全部やれと、業務はそのまま引き継ぎというやうな非常に温かい条文もあるわけですね。そのかわりに、大きいのだから研究開発は一生懸命やつてこれを民間さんにも提供をしろというやうなハンディも負っている。いささか、あまねく公平でなくて安定だというのが御不満のやうであります。しかし山間僻地にまでぜひ電話という根本的な業務というものはよろしく頼みますよと。やはり電通さんジャイアンツであればそのくらいはおやりのいただけるのだなと。そのかわり業務分離はやつてもいいよ、それは自由だよ。投資は自由だよ。そのかわり製造は勘弁をしてもらいたい。あるいは単純再販などというのを株式会社電通さんやられてはかなわないからそれはやめたという約款でも結構である。こう並べてみますと、あれやこれや細かな配慮があつて一番妥協な線が今出ているので

はないかな。ちようど山岸さんはこれから、ひとり電通の委員長ではなくて情報通信関係労働連盟でありますか、というやうなものを、二十九万人の組合員を引き具してひとつ入ろう、その中で共存共栄だというお考えのやうであります。そうだとすればちようどいあんばいにこの法律案はできてきそうに思うのであります。いかがでありますしよか。

○公述人(山岸章君) 衆議院の結論について私は先ほど当該の組合としては評価をしておると、こう申し上げました。ただし、満足度というののも一〇〇%もあれば八〇%もあれば六〇%もあれば五〇%もございすが、そうすかつとするほどの満足度は持っておりません。やっぱりちよつとまだ腹に残るやうなものは持っております。それが先ほど私申し上げた四つの点でございます。したがって、こういう点については参議院においてもう少し説明するなり、より明確にしたいだければ、我々としては一〇〇%満足とは言わなければ、国会で決められた結論については謙虚に受けとめて誠実に新しい体制の中で頑張ろうと、こういう気持ちでございます。

○岡野裕君 いろいろおなかの中までさらけ出したのお話をいただいた思いであります。ちようど山岸先生が反対だと言われるその辺については三村先生でありますとか、内田先生でありますとか反対の方向から公正競争をやつてくれということになっているのではないかと、こう思うのです。

経団連の内田先生にお尋ねをしたいわけでありす。山岸先生のお話ではやはり今会期にぜひこれで実らせてほしい、「目出度さもちゅう位也おらが春」ですか、というぐらゐな気持ちだということでございます。経団連さんとかさしてはこの会期中にぜひやつてもらいたいというお言葉でございますが、これがよくれます場合——いや、我々一生懸命会期中に成立の努力をしているわけでありす。おくれます場合に、具体的にはどんな

大きな問題が残ってまいるのでございまいしょうか。

○公述人(内田公三君) 先ほどの冒頭の陳述で申し上げましたように、既に非常におくれているというところを産業界は非常に憂えているわけではございまして、これがさらにおくれば場合、具体的にどういう弊害が起こるかという御質問でありまして、それはなかなか具体的に何かがどうなるということでは直ちに申し上げにくいのでありますけれども、しかしながら、アメリカと比べて通信の分野ではもう十年ぐらいいくれているということでありまして、このギャップがさらに広がっていかば後から追いつくということがもうほとんど不可能になってしまうのではないかと、そういう点を非常に危惧しているわけでありまして、余計なことを申し上げるようでありますが、日本の産業界はいろいろ貿易摩擦、経済摩擦などで競争力が余りにもあり過ぎるという、そういう点で欧米のひんしゅくを買ったりしている問題もあるわけでありまして、他面、通信の分野に目を向けると、なかなかこれは目で見て、手でつかんで確かめるということができないだけに、通信情報分野での日本の立ちおくれというものは非常に恐るべきものがあるんじゃないかというふうに考えております。

ちよつと御質問に十分にお答えできませんでしたが、

○岡野裕君 私どもは、今まで社会資本といえやれ道路であり、鉄橋であり、港湾であり、鉄道でありと、こういうように概念をしていたように思うのでありますが、これから二十一世紀にかけての高度情報通信社会というものを考えます場合に、社会資本の最たるものはこの電気通信関係の日本列島を覆うところの、言いますならば光ファイバー化、デジタル化というふうなものだと、こう思っているわけなのですが、内田先生がおっしゃいました条件整備を大いにやってほしいというふうなお話の中から、あるいは山岸さんからも、この電電の株式がどんなふうに保有をされる

のかという点についていろいろ危惧を持っておりますというお話もあつたわけでありまして、これから国として、政府としてあるいは日本全体として、先生のおっしゃる条件整備というのは具体的にはどんなことをやっていきましたらば御意にかなうものでございまいしょうか。衛星の問題だとか、電波の調整だとかというお言葉がござい

○公述人(内田公三君) 私が最初に申し上げた条件整備というのは、通信の自由化というのは単に法律制度の面でそうなるということでは十分ではないわけでありまして、それが現実のものになるためにはその他いろいろ措置が必要であるということをお願い申し上げまして、それをいろんな条件整備というふうに言つたわけでありまして、これはいろいろあるかと思ひますが、電波の割り当ての問題もありまして、あるいは政府がいろいろ国際的な調整をやらないと通信衛星というふうなものも使えないわけでありまして、それから新規参入業者に対していろいろ税制、金融その他の面でバックアップするというような必要も出てくるのでありまして、目下そういう点は経団連の方では特別の委員会をつくりまして専門家を集めて法案が成立した後に間に合うようにいろいろ検討している最中でございまして。

○岡野裕君 在来、郵政省のやつておりますところの電気通信行政というものは規制的な要素が多かつたと思うのでございまして、今回この三法案、その中で事業法、これは電電の基本法だと思ふのでございまして、これができますれば、内田先生がおっしゃいましたようなものもろの行政の施策というふうなものもみずからやっていけるようになるのではないかと、こう思っているところでございまして、よろしく願ひいたします。

○委員長(大木正吾君) 岡野君の質疑は以上で終わりました。

○久保良君 公述人の皆さん大変御苦労様でございます。私は社会党に所属いたしております久保亘でございます。

私の住んでおりますのは九州の南の鹿児島県でございまして、特に電気通信事業等につきまして、離島、僻地等をたくさん持つております地域でありますだけに、その公共性の確保というふうなことに付いてかねがね強い関心を持つておるものでございまして、そういうような立場等を含めてこれから皆さんにお尋ねをいたしたいと思ひます。

最初に先ほどから質問が集中いたしておりますが大変申しわけありませんが山岸さんにお尋ねいたしますが、先ほどのお話で、この段階では電電三法を成立させることがベストではなくてもベターである、こういう御趣旨だと承りました。その中で、今も御質問にございまして承りました。それが成立しなかつた場合に生ずるマイナス、これは単に電電公社というように限定したものでなく、これから日本の情報通信産業といひますか、事業といひますか、そういうもの及び今日の日本経済の動向等に照らしていろいろのマイナスを生ずるのではないかと、お立場であつたように思ひます。その点についてもう少しお話をいたしたいことと、それから今日の段階では議了、成立させる方がベストであるという御見解であると同時に、なおこの三法案の成立に当たつて重要な部分の修正、または修正に準ずる説明をやつてもらいたいという御要請もございました。私は、山岸さんがお述べになりました四つの問題、主として四つの問題について、この問題はかなり重要な問題であると考えております。なぜならば、通信主権にかかわる問題であり、国民全体の利益、一般に公共性と呼んでいいのでしようか、そのことにかかわる問題であり、また労働基本権に関する問題でございました。これらの問題が未解明のまま、つまり玉虫色というふうな状況のままで、今日この三法案を議了、成立させる方がベストである、こういう理解に立つべきであるという御見解なのか。参議院においてこれらの点を明確にした上で議了すべきであるという、これは議了に当たつての条件としてお示しになったものであるか、

法案そのものをめぐる問題と、法案が成立しなかつた場合の生ずるマイナスの面と、その両面について少しお話しした方がいいと思ひます。

○公述人(山岸章君) 非常にむずかしい質問でございまして、法案が成立しない場合、どういう支障があるかというまづ御質問でございまして、もう私たちがまづくらんに当該の労働組合の立場から言わしていただくならば、もう電電の経営形態の変更を、これはもう未来永劫にかけてやらないんだということになるんなら話は別なんです。もう廃案にしちやつて、再びこんな電電改革をやらないというところであれば、それでもうすきりいたします、それは、ところが、常識的に考えてそういうことにはならぬだろうというふうな判断をしております。もう衆議院で現実的にこの法案は与野党で修正も加えて成立をしていると、参議院に回つてきておると、しかも最後のこれは詰めの段階だと、こう見ております。したがって、参議院で仮に継続審議になつたとしても、いつかはこれは必ず電電は株式会社になり切られることはもう間違いないと、こういう現実的な判断をしておるわけでございます。

そういうことであるとするならば、一言で言いますと、先ほど申し上げましたように、余り時間をかけて棚上げにされますと、これはやつぱり労働者の気分としましては、蛇の生殺しに遭つていけるような感じになつちゃうんです。しかも、一番私が恐れますのは、そこから不安、動揺、こういうものが起こる危険性が非常に大きいということになります。それはいいです、例えば継続になるならなつたと仮定しまししょう。その場合に、継続になつたけれども、来年の四月の切りかえは間違いないとか、四月はだめだから七月だとか、あるいは十月とか一月とか一年延ばすとか、それははつきりすればいいです。しかし、これは中曽根総理といえどもはつきりできないと思ふ。そうすると、これはいつ来るかわからないものに対して、しかも規制と拘束が非常に強い今の公社制度の中で、これは民間の方々準備されま

すし、相当我々の領域に対してもアプローチしてこられる。これに対しても公社制度の制約があるから適切な対応はできないという状況の中でぶん投げられますと、労働者としてはこれはもうたまらないと、こう私は思うわけであります。

したがって、それからまた自分たちのことだけ言って申しわけないんですが、来年の春闘一つ考えましても、恐らく春闘というのは岡野先生御存じのように四月になりますよね。ところが、来年の四月ということになれば、参議院が仮に継続審議になっても、もう決まっておりますわな、法律は。ところが、準備がまだ完了しないということとで民間には切りかえられない。まだ公共企業体のままでしょう。しかし民間になることは数カ月後なることは間違いないと。そういう中で春闘をやりますと、民間になるのはわかっておりながら、公共企業体ということとで今までと同じような賃金決定システムで横並び論で賃金が決められるという形になると。そうしますと、やっぱり職員の労働者の士気にも僕は影響いたしますし、それから企業の活力を引き出すんだと言ったって、賃金の方は公共企業体並みで抑えられて、それで国鉄右へ倣え方式でやられて、それで仕事の方だけは、十月から来年の一月か知らないが、今度は民間になるんだからそつちはもうおまえ一生懸命やれと言われたって、とてもじゃないが、それはみんなが納得してわかりましたと、一生懸命業績上げ、国民の期待にこたえるために頑張ろうということになるかという、私はならないんじゃないかと、こう考えるわけなんです。要するに、もう俗っぽい表現しますと、行き先の看板のない電車の中へ二カ月も三カ月も閉じ込められた乗客と同じような精神状態になると。当該の労働者はそれはパニックが起きますわな。パニックが起こつた結果、どこへ恨みつらみが行くかという、政府にも行くだろうし、それから使用者側にも行くでしょうし、それからかいた性なしということとで組合にも来るでしょうし、一番恐れるのは議会制民主主義に対する不信感になるおそれは極めて大

です。もう電電の経営形態変更をやらないうちうんだつたらしいですけれども、やるんだつたら、それはもう鉄は熱いうちに打てというけれども、やっぱり今は私は常識論的に見ましてこれはいつの転換期じゃないかと。この際にもやっぱりやっただ方がいいのではないかと。私たちが全電通の組合員二十八万人おられますが、やっぱり緊張感を持って今対応しております、電電改革問題について。それで受けて立ちとういう気持ちなんです。悪い点は直してもらわなければならない、受けて立ちとう。しかしこの緊張感人間ですからそういつまでも持つていくものではないですね。私はこの緊張感といふのは数カ月しかやっぱりもたぬと思うんです。こういう革命的な大転換の問題はやっぱり緊張感が最高度に高まっているときに決着をつけるというところにした方が、やはり国民のニーズにこたえ得る活力ある新電電をつくるという意味において、あるいは日本の高度情報社会の発展のために当該の労働者にも快く協力してもらおうという意味においてプラスではないかと、こういう判断をしておるわけでございます。

それからアメリカとの関係は先ほど申しましたように、これはもう完全に第二種事業、大型V A Nの分野ではA T T、I B Mというのこれはもうウオームアップを何ぼでもやって乗り込んできますから、かなりの力をつけてくる。しかし、日本の関係の情報通信業者の方は法案が成立しない、いつから自由化されるかわからないという状況の中ではなかなか十分なウオームアップができない。それでなくてもアメリカが参入してくれば太刀打ちできないんじゃないかという国内の情報通信産業の実態から考えると、これは大変なことになるんじゃないかと、こういうふうにも思いますので、だから法案がつかぬれちゃうんだつたら別だけれども、遅かれ早かれ成立するんだつたら今が潮どきであるというのが率直な私たちの気持ちでございます。

それから先生が後段で触れられました、私が申し上げた四つの修正もしくは修正に準ずる解明を

していただきたいと言ったのは、参議院において議する前提条件かという御質問でございますが、我々は前提条件という意味合いで申し上げております。

ただし、あの四つの問題については今初めて突然変異のごとく出てきた問題ではございません。これは衆議院の段階からずっと論議されてきておりますし、与野党間でも相当のこれは議論をやってきた問題です。したがって、そんな長時間かけなくてもあの四つの問題は結論がでるはずだ、それはもう政府与野党の決断次第である。政府与野党の決断いかんによればあんなもの十分ぐらいで結論出ると、こういうふうにも思っておりますから、したがって、もう早期にこれは与野党間で議論いただいて結論を出してもらって、そして八月八日の会期末までにこの法案を上げてもらうというのがベターだ、こういう気持ちで申し上げております。

○久保亘君 二十数万の組織の頂点に立たれる委員長として非常に現実的な判断をなさっているという点に対してよく理解が出来ますが、しかし一方、また今これは前提条件としてぜひ解決してもらいたいと言われましたこれらの点について、なかなかこれから会期中で、私どもも全力を挙げてまいりますけれども、難しい問題も含んでおると思っておりますが、その中の一つ、労働組合の委員長さんとしてのお立場でお聞きしたいことがございますが、スト権というのはこれは電電から新電電に変わるからスト権が問題なのではなくて、スト権というのは本来、山岸さんも全電通委員長としてこれまでもスト権回復のために闘ってこられたわけですね。これは公労協であれ民間であれ、本来労働者が持つべき基本的権利だと私は理解いたしております。しかも、なお、今回民間に移るといふ場合に、これに制限、規制等が加えられるというところは、私どもの立場からいたしますと理解のできないことでありまして、この問題については明確な決着が行われなければならぬと思っておりますが、衆議院におけるスト権に

かかる修正というのは非常に不明確であって、これは労働者の基本的権利を少なくとも三年間制約するだけではなく、三年後においても保障していない、私はこう思っておりますが、委員長も先ほどその意味のようなことを申されましたので、そのような御理解だと思っておりますか。それともう一つ、民間の他の新規参入がありまう場合に、新電電にそういうようなスト権の規制を加えたまま出発し、同時に発行してまいります例え第二電電の場合には一体どうなるのであろうか。新電電と第二電電との間にスト権の格差を生じた場合には労働組合の委員長としてこれはどういうふうにお考えになるのか、この点をひとつ山岸さんに伺いたいと思うんです。

○公述人(山岸章君) お答え申し上げます。

スト権につきましては、久保先生御指摘のとおり、公共企業体であれ民間の企業体であれ、私はそのいずれを問わず、労働者に対して当然全面的にはその権利を保障されるべき労働者固有の権利である、こう考えております。そして、スト権の保障というものがなされない限り本当の意味の労働使対等というものは実現できないし、労使信頼関係というものをより上げ、維持発展させることも困難ではないか、こういう認識を持っておりますわけでございます。

従来からよく官公労使関係が非常に不安定だといふことが社会的にも言われますが、その根源は労働者固有の権利であるスト権を制限しているところにある、私はこう判断をしておるわけでございます。

したがって、先生が後段で質問されました新電電にはスト権の規制、それから第二電電には同じ第一種事業者であっても制限がないというような格差が生じた場合どう考えるかという御質問については、やはり格差が生じないようにこれは議会において考えていただくことが、日本の関係労使関係を安定させ、高度情報社会へのエネルギーを引き出すという意味においてよりベターではないか、こう考えておる次第でございます。

そして、衆議院の修正を加えましたスト権の結論について不満かという御質問でございますが、全面的に不満なんでしょう。ただし、衆議院においては当初の政府原案というのは当分の間二重制限をするということになっておりました。この「当分の間」というものを三年間というように条文の改正を行って明記をされたという点は私は大きな前進だ、こう評価をしております。

問題は、先ほども触れましたように三年間たったら廃止をするんだという前提の三年間であれば、これはもう私はもつとすつきりすると思うんですが、その点がやはり政府の総理の御答弁では廃止を含めて検討ということになっておりますし、その後自民党の労働調査会の方で、私もよく存じ上げておりますが、森山欽司先生が会長をやっておられる労働調査会の方で、三年間という意味は廃止を意味するものではないというようなまた見解を衆議院の結論が出た後にされたもので、政治的には見方によれば、中曽根総理の、廃止も含めて検討という、廃止のところも消されちゃったんじゃないかという印象で私たちは厳しく受けとめております。

したがって、スト権の問題につきましては本来的にはあの附則というものは削除すべきである、こう考えます。しかし、どうしてもだめだということになれば、最悪の場合でも三年というのは動かないとしても、見直す意味について、三年たてば廃止するんだということをやはり後で争いの起らないような形で明確に参議院において決めたいたで、このことが非常に大切じゃないかな、こう思ひまして先ほどお願いした次第でございます。

○久保亘君 私は今山岸さんのお話を聞いておりましてよく理解ができますが、特に新規参入してまいります第二電電はこれは純然たる民間の会社でございますから、この民間の会社に従来よりも労働基本権について規制を加えるなどということとは私は不可能だと。そうすると、第二電電と新

電電との間に労働基本権で格差を生じてはいかぬ、こういうことになれば、第二電電を規制して格差を埋めるんじゃないかと、新電電の方を規制を解除することによって格差をなくする、こういうことでなければならぬ、私はそう思っております。

最後に山岸さんにお尋ねしたいのは、しばしばこの電電三法の問題を議論をします中で、一〇〇%当事者能力を労使に与えた場合、保障した場合、労使間の交渉による勤務条件や賃金の問題などの決着を通じて、それらのものがどうかすると料金値上げと直結してくるのではないかと、こういう不安を聞くことがございます。私は、そういうような問題について、当事者能力を確保された場合の労働組合の委員長としてどのような考えをお持ちなのか伺っておきたいと思っております。

○公述人(山岸章君) 答えをいたします。確かに久保先生御指摘のように、電電は新会社になればもう好きほうだいに賃金を上げて、その帳じりを料金値上げということで国民のところにしわ寄せするんじゃないかという御心配も社会的には一部ございます。しかし、私も労働運動を三十六年やっておりまして、賃金決定システムなり賃金決定原則は社会的にどうなっているかという点については体験を通じて十分承知をしております。もう一つでございます。そういう観点から申しますと、賃上げをどれだけの事かというのやはり重要な決定のファクターは、一つは社会的コンセンサス、国民の理解と納得が得られるかどうかという点だと思ひます。それからもう一つはパイ、すなわち支払い能力があるかどうかという点だと思ひます。

私は、全電通の委員長としてはつきり申し上げておきますが、この二つのファクターを無視した賃金闘争をやろうとか、あるいは賃金決定を要求しようとかいうような考え方は持つておりません。したがって、やはりパイを大きくするための企業努力、これは労働者として全力を挙げてやらなきゃいかぬ。そしてパイを大きくしたことと

関連において、ギブ・アンド・テイクということでは真藤総裁のこれはもう持論でございます。企業業績を上げるために一生懸命努力した、それで成果が上がった場合には、その成果の一部分は積極的に労働者に対して分配されなきゃいかぬというのが真藤さんの持論でございます。あの方は就任されてこの方一回も実現したことはございませんが、持論なんでありまして。したがって、これはまた社会の常識でもございますから、この真藤さんの持論であるギブ・アンド・テイク、社会の常識に基づいて正当な分配をやはり我々は要求していきたい、その中で賃金の改善も図りたい、こう思っております。

それで、ましてや、賃金を上げた、それで原資がないと、したがって料金値上げをするなどというふうなそういう反国民的な大それた考えは毛頭私たちは持つておりません。特に料金値上げの關係で私が危惧するのは、官公労の中では優等生の全電通ですから、新会社になりましてそういう点は心配要りませんが、しわ寄せが労働条件や賃金の關係で料金値上げに行くという心配はございません。しかし、私は、民間の参入との關係でクリームスキミング、よいところ取りをされたら、そのことが原因になって料金値上げ問題に火がつくという事態はなしとは思ひます。その点についてはひとつ先生方の方で十分御検討いただきたいと思います。

と同時に、実はKDDはもととは電気通信省でございましたし、昭和二十八年までは電電公社で我々と一緒の事業体であつたわけでございます。二十九年ですか、KDDは分割をいたしました。独立しました。あそこで働いている労働者というのは、外国語を使う特定の職種を除けば、同じ仕事をやっておられるわけです。学校も皆同じなんです。ところが、今非常に賃金の差がついております。昨年の実績でいいますと、三十五歳標準労働者の一年間の所定内賃金、これの支払い総額では電電とKDDとの間に百三万円の差がついております。これはKDDが高いというわけじゃありません。

せん。電電が不当に切り下げられているということですから、これは公共企業体の賃金決定システムによる横並び論で結局これだけの差がついたということでありまして。ですから、こういったものは二年、三年で格差をなくするということはできませんけれども、しかし、やっぱり産別同一労働同一賃金という立場に立つならば、私は一日も早くこれは是正をしてもらわなきゃ困るという気持ちを持つております。しかし、そういう問題もパイを無視してやるわけにいきませんし、それから社会的コンセンサスというものを無視してやることはできませんので、やはり社会的コンセンサスを、その努力の中から、どれだけ時間がかかるかは知りませんが、全電通労働組合としてはその条件をつくっていききたい、こういう謙虚な気持ちでおります。

○久保亘君 今のことに関連してちよつと内田さんに一つお伺いしたいと思います。

先ほど産業界の要請ということをお述べになりました。産業界の要請による通信の自由化と国民の全体的利益というものが今度の改革によって矛盾を生じてくる場合はないのか、その点について経団連の幹部をなさっているお立場でどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。特にアメリカとかイギリスで行われました通信自由化というのは、国民の全体的利益という立場から見ると、国民の全体的利益を起している面もございまして、すなわち、国民生活にかかわる部門では料金上がる。それから産業界の利益に直結しない部分においては、公共的——先ほどあまねく公平なサービスということを言われたが、そういう面においてどうも自由化の前よりは悪くなつていまして、つまりサービスが切られていまして。そういう事実が発生していることもまた私たちは無視できないと思ひますが、こういう面でも産業界の要請と国民の全体的利益というものの關係について、内田さんのお立場ではどのようにお考えでしょうか。○公述人(内田公三君) 答えをいたします。

私どもの意見の中で、産業界のニーズに即して、産業界のニーズがあるから新規参入を認めるべきだという表現があるのは事実であります。そういう考えは確かにございます。しかし、それは産業界の利益さえ実現すればそれでよいということでは当然ないわけでありまして、産業なり企業のニーズを満たしていくことが結果において国民のニーズを満たしていくことにつながっていくと。要するに企業活動というのは究極的には国民の福祉のためにあるわけでございまして、この通信の自由化の問題も結局はそういうことになるというふうに考えております。

アメリカで若干問題が起きているという御指摘がございましたが、私もその詳しいことは存じ上げませんが、アメリカの、いわゆる通信だけじゃなくて、いろんな分野でのデレギュレーションの結果、むしろ全体としては国民の福祉というか、便益というか、それが向上しているというふうな、私どもの勉強した限りでは伺っております。したがって、私どもが規制の緩和とかあるいは自由化とかいうことを主張しておりますその真意は、それを通して、結果的に国民生活が向上するということを考えているわけであります。

以上です。

○久保亘君 基本的な理念は、今内田さんが申されたようなことだと思っておりますが、やはり産業界の要請とか、あるいは電気通信事業そのもののへの新規参入とかいうことが起こってまいります場合に、企業の視野に立った場合には、利益を生まないう事業に対しては余り積極的に乗り出す気持ちにはならぬだろうと私は思うんです。そうすると、先ほど山岸さんが言われた、いいところは持つていくが、どうも余り金にならぬサービス部門は目をつぶって後ろを向いておると、こういうことになれば、この電電三法の施行が国民に対する全体の利益、公共性を失わせるおそれが多分にある。特に私、最初に申し上げましたように、私どもの出身地のように、離島や僻地をたくさん持つておりますところではその心配が大きいわけござい

ますが、その場合、今内田さんがおっしゃったように、産業界はやはり国民の全体の利益を考えてやるのである、こういうことであれば、その全体の利益を図っていくためにいろいろと仕事の面でも負担の面でも、新たな情報通信産業への進出に伴って持つべき負担、そういうものについては、産業界としてはもう当然のこととして理解をしていられるんだと、こういうふうな考えてよろしいのでしょうか。

○公述人(内田公三君) 持つべき負担というのは具体的にどういう意味でございましょうか。

○久保亘君 やっぱ同じ事業をやります新電電、第二電電、こういうものがやっております場合に、その新電電の方には、これは国家的公共性とか国民全体の利益という要請に伴って今までのサービスは落とさない、これはやってもらわないと困る。そうすると、競争部門では産業界の活動の活性化をもたらし、その結果として競争が起きますから、そうすると、その新電電の方ではまた従来とは違った問題も出てくるわけです。だから、そういう前に、当然産業界として情報通信事業における国民全体の利益を擁護していくために、つまり公共的サービスを確保していくために必要な負担、こういうものについては、この事業への参入に伴って必要なものを、これはどういう形でやるのか、私は専門ではないのでわかりませんが、それでも、そういう負担が起ってくることは当然である、こういうふうなことを考えるんですが、それはもう全然、資本主義的企業の論理に従えば番外である、こういうことですか。

○公述人(内田公三君) お答えします。

要するに、公共性の問題ということについて少し所見を述べればお答えになるかもしれませんので、そういうふうにお答えしますが、先生おっしゃったように、全国あまねく基本的な通信サービスを提供しなくちゃいけないという問題は、今回の法案においても、電電公社が新電電会社になつてそういう社会的な責務を履行していくわけでございます。それに対して、新しく参入してくる第

二電電なり第三電電なり、そういう方は、じゃ、私企業の利益だけを追求して公共性ということとは考えないのかというところかと思いますが、そういうことではもちろん決してございせん。

ちよつと書生っぽいことを言うようであります。が、やはり、参入してくる企業が競争の中で採算がとれるような仕事をしていくということは、とりもなおさず、国民のニーズに即応したサービスを合理的な価格で提供できるからこそ、そういう企業が企業として成り立つということなのでございまして、そういう私企業の、要するに、一応利益を追求した活動が結果として国民の福祉というかと、資源の最適配分というか、そういうことになると。これはちよつと書生っぽくて先生に申し上げるのは失礼かと思いますが、基本的にはそういうことだと思ひます。

それ以外に、具体的には、この今回の法案におきまして、新規参入業者に対して、公共的な使命というものが、役割というものが最小限ないがしろにされないような担保はいろいろ規定されておると。精神的にも第一条で規定されておりますし、「秘密の保護」とか「重要通信」とか、あるいは「業務の改善命令」などという、ちよつとこれは経団連あたりから見ますと少しや行き過ぎじゃないかと思われるような規定すらも通信の公共性ということから盛り込まれておるわけで、そういう意味で私どもは、心配されるようなことは起きないというふうに考えております。

○久保亘君 時間がなくなりましたので、最後に高橋先生にお尋ねいたします。

先生先ほど、今度のこの改革は人間の偉大な実験である、とおっしゃいました。実験には失敗もまたつきものでございますが、この電気通信事業、情報通信事業における日本の第三の改革とおっしゃったように思いますが、この改革というのは、今日の段階においては失敗を恐れずやるべきものと、こういうふうにお考えなのかどうかというところ、それから、そのことに関連いたしまして、高度情報化社会というのが、私どものよう

に余り機械に強くない者にはもう想像もできないような変わり方です。一体どこまで行くのだろう、こういう思いがするんでありますが、これだけ激しく情報化社会が進歩をしておりますと、一体これから先の社会をどういうふうに見通したいのか。そういうこととあわせて、今度の改革はこれはやっぱりやるべきことと、こういうふうにお考えなのか、先生の御意見を伺いたいと思ひます。

○公述人(高橋正雄君) 申し上げます。

甚だ無責任なものですけれども、世間で行われた議論されていることは、皆実験をやっているんだと、うまくまとまるかもしれない、まともないかもしれないけれども、高みの見物ではないですけれども、冷静に好意を持って見ていようというのが私の立場でございます。今日の発言は、衆議院でこうなつたんだから、もし、この附帯決議などがついた法案がこどもも通つて、今の電電公社は株式会社になるだろうと、そうなつた場合を前提しての問題をいろいろ申し上げたわけでありま

す。

今の御質問に関連するかどうかわかりませんが、けれども、高度情報化社会ということについてこういうことを考えております。それもこの法案とどこかで関係はないかと思うので申し上げます。それはこういうことであります。

経団連の研究会などにも招待されてよく行くのであります。ごく最近アメリカの人が来て、いわば現代アメリカ論というようなことをやつたわけでありまして。そのとき私はこういう質問をしたんです。それは皆さんも御存じだと思いますけれども、かつて、大統領だったアイゼンハワーが退職するときに、今後アメリカを支配するものは、いものは産軍複合体だと、産業界と軍部との結合体が非常に強い力を持つていて、それが大企業と大政党と官僚と結びつていてというようなことを言つて彼は退職したわけでありまして。一週間ほど前の研究会で、そのアメリカ人に向かって、あのア

イゼンハワの予言は実現しましたか、そうなっていますかと聞いたら、さすがにアメリカでも幾らか遠慮があると見えまして、まともに答えてくれなかったんですけれども、しかし私としては答えられたと思うんです。何と言ったかという、それがアメリカの優秀な科学者、技術者のかかり多くの者がその方面に行っているんですということを書いて、ある意味で嘆いておりました。それを私なりに考えますと、そこで軍備のために、国防のために、あるいは戦争のために開発される技術の中には、高度情報化の技術がまさにかなり大きな地位を占めているはずであります。その技術が、アメリカでは政府としては国防のために使っているでしょうけれども、そういう技術はアメリカの民間企業にも自由にとつてい

いうふうな考えてくるのはそんなにおかしくはないはずだと思ふんであります。その点のことも考えてこのきょうの問題との関連を考えなくちゃいかぬのじゃないか。ただし、前に申しましたように、私のきょうの発言は、恐らくこの案は通るとしたらこういう問題があるんじゃないかということとであります。

それから、これも御質問に関係すると思ひますので申し上げますけれども、私は今度の附帯決議の中に通信主権というものを強く考えたいということを申しました。通信主権は通信だけではありませんけれども、通信だけではなくて主権国家という意識でも、通信だけではなくて主権国家という意識でも、あるいはなつてほしいと思ふんですけれども、現在のところは百七十七くらいある独立国家がそれぞれ最初申しましたように争つて、あるいは妥協してやっているわけでありまして、その辺では日本、日本の企業からいうと、産業からいうと、アメリカとの競争に負けないためにはアメリカの技術も入れなくちゃいかぬ。アメリカも自由に入りますようにしない、日本の自動車やその他がアメリカに入れない。その辺はよくわかるのですけれども、事高度情報化問題については考えなければいけない点があるのではないかと。それは、非常に物騒なことを申しますけれども、今アメリカと対決しているのはソ連でありまして、今アメリカもアメリカも極めて悪い意味での自国本位の政策をとっているはずであります。私は、アメリカを白い鬼、ソ連を赤い鬼と言つて、我々みんなで鬼征伐の桃太郎軍を組織しようということをまじめ冗談で言っているのではありませんが、ソ連のことは別といたしまして、アメリカは、御承知のようにアメリカのドルというのはアメリカの国内通貨であると同時に世界通貨であります。日本銀行は自分の通貨を出しますとすぐ為替に影響しますのでそう勝手には出せないのですけれども、アメ

リカの場合だけは、今のところドルというのはアメリカの国内通貨であり、同時に世界通貨でありますから、幾ら出しても、ある限度はありますけれども、大体うまくやれるわけでありまして、そういう世界貨幣としてのドルとアメリカの産軍共同体で開発した技術でアメリカの私企業がいわゆる競争原理というようにどこでどん押しかけてくる場合に、それにもなる——今や世界で最も処女地的なマーケットとして残っているのは日本であり、日本は御承知のように高度情報化というのがまるで物のけにつかれたかのように宣伝、扇動されておりました、一人人間の生活というのは高度情報で生きると、毎日の食糧や衣料や住宅やそれこそその他のことはどうなるのだというようになりまして、私は競争原理というのをちつとも否定はしないのでありますけれども、高度成長の過程で過密、過疎の問題、公害の問題、環境破壊の問題というようなことをさんざん経験しているはずでありまして、その後片づけもしないうちにここで大実験をしてみようじゃないかと、大いに実験はした方がいいとも思ふのであります。その際問題ではないかと。御質問に表から答えな

いみたいでありますけれども、高度情報化の問題というのは事電電などという小さい問題とちやいけませんで、日本のあり方全体が世界情勢の中にアメリカ、ソ連という二つにばらばらな猛烈な大実験の中でもみくちやにされているのが実情なんです。そこで主権の問題になるわけでありまして、通信主権に限らず、日本民族の、あるいは日本国民の主体的な立場というものを考えて、アメリカともソ連ともけんかする必要はありませんけれども、大いに自主性を発揮してほしい。御質問に答えないでどこかへ行つてしまつたみたいでありますけれども、そういうことを国民みんなで、特に国家権力の最高機関である国会、国会においてお考えになりながら、このきょうの問題も議論していただきたい。

そうしますと、電電公社が株式会社になることは今や避けられないらしいというのはそれはそれでいいですから、そうしておいて、今申し上げましたようないろんな問題を、世界情勢の中での日本の国際的な責任、そういうことも考えながら大いにみんなでもともに勉強したらいいじゃないか、またない実験だから、というふうなまた実験論に参りまして……

○委員長(大木正吾君) 時間でございますから。

○公述人(高橋正雄君) 無責任な議論になつて申しわけありません。

○久保亘君 どうもありがとうございます。

○中村鋭一君 民社・国民連合の中村鋭一でございます。

公述人の皆さん、きょうは本当に御苦労さまでございます。

最初に高野公述人にお尋ねをいたしますが、高野さんは臨調の専門委員として土光さんと一緒に立派な答申を出してくださいました。我々の立場は行政改革と党といたしまして、行政改革は答申どおりこれを実行しなければならぬ、この立場を堅持しながら国会の審議に当たつてまいりました。御存じのように、この電電三法はいわばそのういつた行革関連法案の旗手と言つても差し支えないような大切な法律案でございます。

そこで、高野さんとしては、今回のこの法律案が臨調答申の趣旨におおむね合致したものであると評価をなさっているかどうか、それをまず確認いたしたいと思ひます。

○公述人(高野邦彦君) お答え申し上げます。

概略というふうな申し上げた方がよろしいかと思ひますけれども、ただいまの先生の御質問に対しては、ほぼこれは臨調答申に乗っているんじゃないかというふうには私は考えております。

○中村鋭一君 しかし、細部にわたつては、先ほどの公述の中にもありましたけれども、幾つかの問題点があると思ひますが、例えば郵政省は、従来は許可認可が非常に主たる業務内容とて言いますか、そういう官庁であつたと思ふんですが、最近では郵政省も立派な政策官庁として存在をしなければならぬ、こういうことで、急にほかのこ

とを言うようですけれども、先日、省内では、もうサンダルばきはやめようじゃないか、スマートにしよう、こういうような通達も出されたようでごさいますけれども、この政策官庁たるべき郵政省が、今回のこの電電三法を見ても、いわゆる許可にわたる事項が相当複雑にこの案文の中に盛り込まれておる、こういう点については公述人どのようにお考えでございますか。

○公述人(高野邦彦君) お答えいたします。

先ほどもちよつと触れたと思ひますけれども、法案の文面を見ますと、確かに許可の項目というものがかなり多岐複雑になつてゐるという感じはいたします。ただ、この電電というものが、先ほど来のお話のように、我が国の電氣通信事業というものを一手に担つてきたという、そういう歴史的な経緯、そこに、今大転換して、競争原理が入り、民間企業が参入していくというふうな新しい状況が生まれてきてゐるわけでありまして、したがつて私は、この法案は、その意味では多分に経過的なにおいがあるか、扱い方をすべき性格のものではないかというふうにお考えしております。実際に競争をやつてどのような結果が出るかというところは必ずしも今の段階では十分に細部にわたつて予想することは不可能だと思ひますので、そういった事態の推移を見ながら、事態とともに動いて、手直しし、改善して、日本の新しい高度情報化の社会に向けた、しかも臨調答申に合ふような形の方に多分近づいていくのが理想的な形ではないかというふうにお考えしております。

○中村鋭一君 そうしますと、いわゆるその省令、政令にゆだねる部分も相当にこれも多岐にわたるし、ややその点がすつきりしてないんじゃないかという印象もあるいは国民の皆さんはお持ちか、こう思ひますけれども、それも今後五年間に、今おつしやつたように、おおむね見直しを兼ねて見守つていけばそれでよし、こういう立場をおとりになつてゐるわけですか。

○公述人(高野邦彦君) お答えいたします。

原則的には、いわばこれから競争、つまり市場にゆだねるわけですから、規制とか行政指導的な過剰介入と思はれるようなことは漸次減らしていくのがやつぱり望ましいというふうにお思ひます。それはしかし、なかなか我が国の状況の場合困難な面もありまして。民間には政府依存というふうな考え方が必ずしも抜け切つておりませんし、政府は規制というふうなニュアンスをずっと引きつづけておられます。ですから、ここで一遍に変えるということも大変に難しいと思ひますが、少なくとも行政の担当であります郵政省は、従来の許可可官庁からこゝへ来ましてようやく、先ほど来先生の御指摘のように、政策官庁としての産声を上げたといひますか、展望を開いてきてゐるような感じがいたしますので、これは前向きに考えていく、あるいは対応していく方が私はいいと思ひます。で、漸次、競争条件の整備とともに、いわば強靱な競争のあり方なり仕事のあり方、大要抽象的に申しわけありませんけれども、競争の条件をつくつていかれることを期待したいというふうにお考えしております。

○中村鋭一君 政府は膨大なシェアをホールディングしていくわけですね、株を持つていくわけですが、この委員会でもこれまでにも再三指摘をされてゐることで、私も代表質問でもお尋ねしたんですけれども、この株の処分、その売買益といひますか、あるいはそれから生まれる配当金ですね、こういったものを、これまでの審議の過程から見ますと、大蔵省と郵政省との間に、この金をどのように運用していくのかについて見解の差異があるように思ひますけれども、その辺を、国民としてこの審議をごらんになつていて、この株式の益金の使い方、それから郵政省と大蔵省との間のデリケートな差、こういうものについて高野公述人はどのような印象をお持ちでございますか。

○公述人(高野邦彦君) お答えいたします。

この問題は、大変難しいあるいは微妙な問題をたくさん含んでおると思ひますし、恐らく最後の段階で問題になるかと思ひます。あるいは、この法案が実現、実施した段階でどのような対応をされるか、これも大変注目されることであります。が、紙上伝え聞くところによりますと、この益金の一部は郵政省の何らかの基金に充当して、それをもつていわば電氣通信事業のインフラ整備に充てるというふうな考え方が伝えられております。あるいはその余剰がさらにできた場合には大蔵省の国庫に入れるというふうな考え方があるやというふうに聞いておりますけれども、考えてみますと、原則的にはやはりこの電電は国民の財産であります。したがつて、この処分に關しましては、やはり国民全体として最も国民の期待する、あるいは国民に必要な分野に向けた処分の仕方というものが考えられるのではないかと思ひます。特に、臨調の第四部会を担当しました私の考え方あるいは感じ方としては、必ずしも議論の中ではこの問題は詰めてはきておりません。一定の条件は付しておりますけれども、詰めてはきておりません。しかし、個人的な考え方から申し上げますと、こういうふうなお金があるからといって新しい機関をつくる、あるいは新しいその処分をする実行機関をつくるというところは、実は今回の行政改革、特に特殊法人に關しましては否定的な立場に立つたというのが恐らく臨調の立場ではなからうかというふうな私自身は理解しておりますので、こういった問題はさらに政府あるいは国会を通じて、国全体の利益、つまり予算その他の段階において、各方面の政策のバランスの中で初めて処分ということが考えられてしかるべきだろうというふうな基本的には考えております。したがつて、この点はむしろこの法案通過の後の段階として大いに御検討あるいは御議論をいただければ幸いかというふうにお考えしております。

○中村鋭一君 どうもありがとうございます。

山岸公述人にお尋ねをさせていただきます。

これは公述人としてよりも、私は全電通委員長としての山岸さんにお尋ねをさせていただきますが、先ほどどうも出口は通過して列車は走つてい

んだと。走つてゐる限りは目的地に着いてもらいたいとおつしやつたと思ふんですね。それで、この参議院において修正もしくは見解を明らかにしてもらいたい、こういう表現をなさいました。四点お挙げになりましたね、公共性、スト権、それから附帯業務、当事者能力。この中でやはり私は具体的にはスト権の問題に集約されてくると思ひますが、ずばりお尋ねをいたしますが、国会の会期は八月の八日までであります。本日公聴会、今皆さんにお願ひをしております。あとはあした土曜日、あさつて日曜日です。数日しかございません。

そこで、山岸委員長としては、例えばスト権の問題について附帯決議等において、三年後の廃止を含む見通しを、廃止の方向で明確ならしむれば本法律案は断固成立すべしと思つていらつしやるのか。それとも、四点にお挙げになった点について一点たりとも明確でない点があればこれは継続審議にしてしかるべしと、そうお考えなのか。ひとつお教えをお願い申し上げます。

○委員長(大木正吾君) 厳しい質問ですが、山岸公述人にお答えください。

○公述人(山岸章君) 難しい質問ばかり私のところへくるんですが、スト権に關して申し上げるならば、私は法律本則の修正とかいうことはまあ無理じゃないかと思ひます。したがつて、中村先生御指摘のように、附帯決議あるいは総理総括答弁ないしはその併用方式で廃止という方向性を明示していただければ、政党の次元ではどうなるか知りませんが、当該の労働組合の全電通としては、委員長の立場で二十八万の組合員の了承を得ることは可能であると、こういう判断をしております。

問題はその後でございます。それさえよければよいかと、こう言われまふと、四つ言つて一つだけだと、こうなるとあとの三つはこれ消えちゃいますから、何のために四つ言つたのかわからなくなりますので、ウエートの置き方はそれは濃淡いろいろございますが、やはりスト権は重要

であるが他の三つはどうでもよいというわけにはいきませんので、ぜひ国会において真剣に御検討いただきたいと、こう思いますし、じやどのあたりがおまえたの納得し得る限界点かと問われれば、私は社会の常識の物差しでそれは判断するといふのが妥当ではないかと、こう考えております。

○中村鋭一君 今山岸委員長の御意見伺いました。私は、委員長は明確に、衆議院段階で打ち取った修正部分でおおむね良好、したがって、一層の努力は期待するけれども、全電通労組を代表する立場にある者としては国会中にぜひ成立を願いたい、問題点等においては見解を明らかにして、例えば附帯決議等においてしかるべしと、このような理解をさせておいていただきたい、こう思う次第でございます。

これは最後の質問になりますけれども、委員長は先ほど非常にわかりやすく言ってくださいました。もうかつていない仲間と同じように総予算の枠をかけるのに、我々一生懸命働いてパイを大きくしているのに、そのパイの分け前がふえないようでは困る、だから、そういういわば組織からは外れた。私は労働組合の組織ですか、労働組合運動に余り詳しくないものですがあるいは間違っているのかもしれないけれども、本法律案が成立すれば、全電通労組は官公労あるいはその上部であります総評から脱退の意思がありと理解しておいてよろしく思いますか。

○公述人(山岸章君) 非常におもしろい話ですが、総評はこれは官公労とか経営システムとは関係ございません。これはナショナルセンターでございますから、これは従来どおり我々は加盟をしていく考えでございます。

で、官公労ということで私たちの場合問題になりますのは、公労協ですね。私、昔代表幹事をやっておりますが、公労協がございます。この公労協というのは公労法下の労働組合の共同組織でございます。今度私たちは公労法の適用を外れまして、民間と同じように労働三法の適用下の組合

になりますから、これはもう自動的に公労協からは離れて、で、総評の中に民間単産部会というのがございまして、この民間の集団の中に入っていく、こういうことになるわけでありまして。

○委員長(大木正吾君) 時間です、中村君。

○中村鋭一君 はい。まあひとつぜひ、この法律案が成立をいたしましたならば、全電通三十万近い労働者のために大いに民間活力を導入なさいます、みんなが働いたら働いただけの利益が平等に分配されるように、誤りなき組合の指導を心からお願いをしておきたい、こう思います。

○委員長(大木正吾君) 中村君の質疑は終わりました。

○服部信吾君 本日は、お忙しいところを公述人の皆さん、ありがとうございます。公明党の服部でございます。

きょうまでこの電電改革法案においては、衆議院においては通過いたしましたし、参議院はこれから、こういうところでございます。この制度の影響、これは大変な、各分野にもそれなりの影響を与えていると思われ、それを、各界あるいは各層の視点に立つならば、私は、まだまだ表に出てこない問題がたくさんあると思います。そういう意味合いからいって、きょうのこの公聴会、大変有意義な御意見を伺いました。今後の審議に当たって私も皆さんの意見を大いに参考にし資料にしていきたい、このように思っております。

そこで、まず最初に三村参考人にお伺いしたいのですが、まあ総論は賛成であり各論はいろいろ問題がある。いわゆる行政改革の面からいって、また来るべき二十一世紀の情報化社会に対応するためには必要じゃないのか。しかし、その一つ一つの細かい点を見ますと、かなり問題があるように思われております。

【委員長退席、理事宮田輝君着席】

今私もお話を聞いておりました、そうかなあと、本心に肌で感じた次第でございます。

そこで、まず最初に、例えば公社が民営化になった。そうした場合に電話機器などの端末機店の販売を拡大するために大手メーカーの系列販売店を利用する、こういうような考えがあるようでありまうけれども、この点については御承知ですか。また、その販売業界にこれがどのような影響が出るのか。先ほどお話をありましたけれども、もう少し詳しくお伺いしたい。

○公述人(三村俊隆君) お答えします。

先生のおっしゃいました大手メーカーの販売系列を利用するというお話は、私自身が確認はしておりませんが、ちらほらお聞きしております。また、それから端末設備までも自由に販売ということになりますとどのような影響かという御質問ですが、今度ですと新電電でもし仮に附帯機能、先ほどお話をしましたのはフアクシミリ、OA機器の製品なんですけれども、これをもしやりますと、大量購入というのが新電電では非常に可能になるわけでございます。これは、恐らく日本にもないと思うような二千五百カ所の営業所を持つ大きな販売会社ができ、そこで販売をするということになりますと、我々OA機器を売っている中小の業者は、大体五名ないし十名ぐらいの営業マン、それにプラスアルファ工事、サービス部門ということをやっておりますので、これと対等に闘うということとはもう競争以前の問題で、売る機種を納めるメーカーがまず低価格で今度の新電電の方に納入して、その時点ではユーザーとしてメーカーはその価格設定をしますけれども、購入後はその新電電が販売ということになりますと、我々と、まともに仕入れ原価の全然違う価格設定のもとに売り価格を決められるということ

は、我々業界ほとんどメーカー傘下でルート販売している流通経路がもたら全部崩れるということとはもう明らかなだと思えます。

○服部信吾君 ただいまのお話で、いわゆる新電電、超マンモス企業とこういう企業がフアクシミリ等に進出してくるとこれは大変な影響がある、こういうことでありますけれども、電話機等

については余り問題がない、こういうことだと思えますけれども。

【理事宮田輝君退席、委員長着席】

例えば先ほどの公述の中にも、五十六年から五十七年ですか、大手のある販売会社がばあんと大量でやってきた。もうそれこそ競争にならない、こういうようなことがあって、いろいろ郵政省等の御努力によってそういうものは解消と、こういうことでありますけれども、例えば今回の法案において新電電、あるいはその皆さんの業界といる問題が起きたと。そう言ったときに何ら調停機関と申しますか、そういうものが無いといふようなことで、先ほどの中で駆け込み寺ですか、いわゆる調整機関、こういうものが必要だといふようなお話があったんですけれども、この点についてもう少し詳しくお伺いしたいんですけれども。

○公述人(三村俊隆君) お答えします。

フアクシミリ事件と言われるような事件があったのは、具体的にお話をいたしますと、今から三年前、昭和五十六年ですか、当時で言いますと感熱の高速フアクシミリというのが、市場価格平均百五十万ぐらいで大体市場では商売の価格になっておったんですが、そのときの落札価格が三十四万三千円ということで、納入台数が二千台と、これだけの台数を納入するということになりましたと、市場価格の約四分の一まではいきませんでしたけれども、そういう低い価格で納入が可能になっていく。また、それを自由競争という名のもとで販売をしますと、我々には考えられない超低価格の市場に出る製品の価格になってしまふわけです。

ですから、我々、今いろいろの方がお話をしておりますけれども、中小企業としては、例えばいかどうかこれは別にしまして、ほとんど裸馬に乗って日常商売をしているという現状が我々の業界の現状でございます。ですから、馬がちよっと石に転べばほとんど落馬をするというのが現状でございます。通常の馬にくらをつけて騎兵隊のように乗って商売をしているのと、我々中小

は全く基本的な認識の差があります。

そういう中で、今回のいろいろな通信委員会でお話の中では、今度我々が、先ほど先生もお話しいただきました駆け込み寺的な、もし何かがあったときに知恵をかり、力になってもらうということがもうほとんどいろいろな附帯決議の中でもうたわれないし、またそういう機関もなくなつて、認可事項から附帯事項が外されるということになりますと、全く我々がどこにすがつて商売を今後やっていったらいいかということがもうすぐそばに現実として出てきているわけです。そういう点でぜひ、駆け込み寺のつくり方とかそういう点は先生方にお任せするにしても、我々中小企業を守る何かを附帯決議の中にも盛り込んでいただけたらと、強く願うわけでございます。

○服部信吾君 ただいまの三村公述人のお話を聞きました。本当に大変だと思ひました。そういうことでその貴重な御意見をこれからの審議の中でいろいろとあれしてみたいと思ひます。

そこで、新電電と新規参入、いろいろな条件、公正な競争ということである。今までの議論をされてきたわけでありまして、第二電電といった大企業と新電電、巨大企業との関係、こういう面ばかり目を奪われていたような気がしたんですけれども、今まで公社制度の中でそれぞれいろいろと協力をしお互いにやってきた、きょうまで築き上げられてこられたこの中小業界の立場というが、そういう業界にもまさに公正な競争原理が働かなくちゃならないとこのように思うわけですが、少なくとも今回のような大改革で一部に負担がし寄せられるようなことは避けなければならぬと思ひますけれども、この点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○公述人(三村俊隆君) 新電電と第二電電という問題、またはこの審議の中で私は特に感じますのは、メーカーを対象として一般企業が問題ないところの法案を通して、そういう中でやっていまずけれども、実際の我々の商売の中で電話機を開

放すると、一部では電電公社の方はレンタルバックとして一兆円近いものを負担しなければならぬというお話もあるようですが、現実はこの一兆円のレンタルバックというのも、恐らく十軒の家庭で電話機を開放したために四軒は新しい電話機を買いましてもう電電公社の電話は返すんだというようなことを基本にそういう数字をはき出して、現実に我々が電話機を、新しいしやれた電話機を各家庭に十軒売りに行きまして、子供部屋につけるとか、もう一個つけるというのとは別にしまして、今使われている電話機をすぐに四軒買つてくれるかという、現実とはほとんどそれは数字としては考えられない数字じゃないかと思ひます。それほど電話機を開放したというために附帯業務の部分もすべて自由に今度の新電電がやつてしまふということになりますと、O A市場と電話機の市場は基本的に、先ほど申し上げましたけれども、電電公社が主導して通信関係の方は今日までできておりますけれども、ファクシミリを含めてO A部門の製品はほとんど民間の我ががここ十数年いろいろな形で市場がようやく花が咲いて実をこれから取るうかという非常に激しい競争の中でも、そういうところに今度の新しい二十一世紀を目指した高度情報社会の中での通信法の改定のもとに、附帯業務に何の裁判官も置かないで大きな巨人が自由に商売をしてしまふということになりますと、もうほとんどけんかを

する前に負けたというのが我々中小の現実の声じゃないかと思ひます。

そういう点でも、ぜひ、駆け込み寺とかいうようなことで、また、附帯決議の中でも、第二項目には、第二電電と新電電というの、一特段の配慮をする」ということで、政府がある部分で力を入れてある部分がありながら、我々中小の、実際の小さく細々とやっている企業が全く「我々の会社」というのは、もうスト権だとか、賃上げだとかというの、もう如実に、ストをすれば会社もなくなるという規模の会社がほとんどでございますので、そういうものも、そういうことをする

ということとは別にしまして、やられた場合には全くそこにするものがないという部分が片手落ちのような気がしますので、ぜひ先生方の御協力、我々の方にも特段の配慮をお願いしたいと思います。

問題は、高野さんを横に置いて言うのはどうかと思ひますが、臨調のあの答申も、電電の労使関係については誤認の連続でございまして、国鉄の労働組合と官公労の最大の優等生の全電通を並列に並べて、同じ穴のムジナのような分析をしているのは間違ひである、私はそう思つておるわけでございます。

○服部信吾君 できる限り御要望にこたえられようになつてみたいと思ひます。

そこで次に、山岸委員長にお伺いしたいんですが、今度少しやさしいやつですから、余り難しくなくて、特に、今回電電公社が改革される、そうなりまして、この職員の方たちがどういう考えを持たれているのか。現在は大変緊張感があると。確かにこれは衆議院段階、または参議院に法案が来ましたもので、マスコミ等でたくさん議論されておりますので、どうなつちゃうのかかと、緊張感が出てくると思ひますけれども、僕は随分友達がいるんですけども、四月、法案が出る前なんだけれども、全然びんとこないといううなことで、かなり不安な面もあるし、これからよくなるのかという期待の面もあると思ひます。ある人は、要するに電電公社は、とにかくある程度、何かあれば国がやってくれるんだ、だから私は電電公社に入つたんだ。もしこれから私企業——私企業でも特殊でしょうけれども、そんなような方もいらっしゃるようだけれども、職員の方たちが今どのような考えでいらつしやるか、先ほどお話ししましたけれども、お伺いしたいんです。

○公述人(山岸章君) 率直に言ひまして、百年に一回のこれは大改革でございまして、不安とそれから期待と入りまじつた複雑な心境の労働者が非常に多いんじゃないか、こう思つております。この労働者たちに一定の展望とそれからやる気を起こさせるというのは労働組合の責任でもございしますし、かつまた管理者側の責任であると同時に、この法律原案を提起された政治の責任でもある、こう思つておるわけでありまして。率直に言つて、期待感よりは不安感の方が総体的にはやや強いんじゃないかというように感じております。

つまり、私たちは、親方日の丸のことをよく言われまして。民間の労働組合の諸君と話をしても、自分たちの方が補助金をたくさんもらつて親方日の丸だと思つてゐるのに、僕たちに対して、やつぱりそういうことを言つて、色眼鏡で見るともおりますが、全電通の組合は、やはり競争というところは、これからの情報通信産業においては避けて通れない道である、独占の上にあぐらをかいてちやいかぬというところは、もう十年前から私たちも組合員を教育しまして、非常に強い意識を持っております。そして、親方日の丸的な発想を克服しようというところで今かなりの自助努力をいたしております。その点は、例えば電話の一〇四でございますね、あの番号案内、あれの対応態度を見ていただいてもわかりますし、電話局のあの窓口へ行つていただきますと、国鉄の窓口と比べたらどれくらい違うかということはおわかりだと思ひます。したがって、我々は、親方日の丸という発想は乗り越えなさいかぬ、これはおおむね定着した。民間との競争はやらなさいかぬが、先ほど来三村さんからもお話がございしますが、だれかを食つて、倒して自分たちが生きるといふことではだめだ、やはり共存共栄の体制をつくらなさいかぬ、やり方はいろいろこれ相談しなさいけれども、そういう気持ちを持っております。と同時に、確かに長年国営でございました、公共企業体でございましたから、やはりそのかすというのが残つております。ですから、服務のあり方についても、民間と比べますと、民間はコンビニエーターの保守の問題でも、ユーザーの方の注文があれば、故障が起つたということになれば夜中でも行く。しかし、電電は何だ、日勤事務

だろうというのが私の考えでありまして、実はそう申し上げますのは今御質問のありました点にかかわってくるからでございます。

日本の場合、戦前対外通信の面では外国の企業に任じてしましまして大変な失敗をしたと、これで通信主権の回復に七十年もかかってしまったという苦い経験があるわけでありまして。ヨーロッパの場合、十九世紀の中ごろから末にかけましてちょうど通信産業が興ってまいります。その当時はイギリスが一番のチャンピオンでありました。現在アメリカがチャンピオンであるわけですが、けれども、そのイギリスのチャンピオンに対して、ちょうど当時はフランスやイギリスやドイツが植民地を獲得するんだということでアジア、アフリカに出ておりました。そういう時期でありました。

そういうときに結局情報——当時はまだ電気通信であり電気通信産業でありまして、これにいち早く成功して、ここで勝利をおさめたイギリスが非常に当時の勢力拡張に優位に立ちました。そのためもありまして、ヨーロッパの大諸国というのはイギリスに対してどう自分たちの国の通信主権を獲得していくか、こうしないと国家の独立が危ないということで、当時からその問題を深く考えたわけでありまして。こういう伝統がありますので、こういう電気通信産業をめぐって大きな改変の時期にきている現在になりますと、過去の経験もありまして、この問題に対しては非常に慎重である、そういう立場からこういった問題に対して簡単に自由化だとかあるいは規制緩和に踏み切れないと、こういうことになっているわけでありまして。

それで、具体的な質問にお答えするわけですが、例えはフランスあたりは、現在ではあそこは社会党の政権でありますが一九七八年以前のジスカールデスタンという方が大統領だった時代に委員会をつくりまして報告書を出してあります。その中で、新しいフランスにどう情報通信産業を打ち立てていくかということで、そういう報告であったわけですが、その中で、そう

いう報告に基づいてテレマティクと呼ばれる新しいそういう政策が出されているわけでありまして。

その場合の一番の政策の柱と申しますのは、自分の国で情報流通の主体性を確保していくんだ、そのために情報の処理分野から通信分野への参入を図っているアメリカの企業に対して、通信網の主体性を失わないように適切な対策を講じていくんだと、こういうことを一番念頭に置いているわけでありまして。実際にヨーロッパ市場においてIBMの力というのは決定的な力を持っているわけでありまして、これに対して国の独立、自立ということからどう対抗していくかということがこの問題で深く考えられているわけでありまして。西ドイツにつきましても、御承知のように電気通信設備法という法律がございまして、電気通信に関する主権は国の主権の一部であると、こういうことを言っておりまして、国の規制のもとに慎重にこの問題にも対処している。例えばアメリカのお隣のカナダはアメリカの影響が非常に強いわけですが、けれども、このカナダでさえカナダの通信主権をどう保持していくかということで、投資の規制ですとか、あるいはデータ流通の規制、あるいはカナダの情報処理産業の育成等に力を入れています。こういう形でいろいろな国を見まして、どうもアメリカのような形でやっていると、どうも国は日本が一番何かその後についていっているんじゃないかというところが非常に思われまして、通信主権という問題は非常に大事な問題ですので、私はこの点は十分慎重に検討していく必要があるんじゃないかというふうに感じております。

それから御質問の二つ目なんです、アメリカの事情をしゃべると、こういう御質問だったと思うんですが、ヨーロッパのことを少し中心にやっておりますのでアメリカの事情については余り詳しくは存じないんですが、ひとつアメリカという国を考えた場合に、非常に日本と条件が違ってくることをまず申し上げておきたいと思っております。先ほどどなたか公述人の方がおっしゃったんです

が、アメリカの場合は電気通信事業が始まりました時期から自由競争をどんどんやまして、その中で生き残ったAT&Tがアメリカの通信産業を制覇していくという、こういう国で、専らそういう形で電気通信産業がアメリカでは行われてきたわけでありまして。そういう経済的に見た違いもございまして、また地理的に見ましても非常にアメリカという国は広大で、西から東に行くまでは日本からアメリカに行くほどの時間がかかるという、こういう国でございまして。オリンピックの行われていきますカリフォルニア州を見ましても、その面積は日本よりも大きいということでありまして、それから、そういう国で分轄の問題や競争の問題が論議されているということと、日本でそれを単純に引き写していくことは非常に問題があるんじゃないかというふうに思っております。アメリカでも自由化と言われているかもしれませんが、例えばカリフォルニア州を見ますと、そこは一つの会社がやっています。そういう事情がございまして。

それで、具体的なその問題点は何かということですが、いろいろの問題があると思うんですが、V.A.Nの問題ですとかデータ通信の問題についてはまだアメリカの実験は始まったばかりですので、今どうなっているということ、この時点で早急な結論というのは出しにくいと考えます。ただ、聞きますのは、特に出発の時点で特に国民が一番利用しております電話の面ではいろいろの不都合、不便が起こったというふうに聞いております。例えば電話料金が上がったというところとか、市外にかけると非常に困ってしまったというところ、二十ほど番号を回さないと市外にかけられない、こういうようなことが実際に起こっているというふうに聞いておりますので、実際に電話を利用していくのはしばらくの間は国民でございまして。ですから、その辺の影響の点ではアメリカの今の状況というのは混乱していると言ったらいんじゃないでしょうか。ただ、具体的にこれからどうなっていくかについてはもう少し事態の推移

を見る必要があるんじゃないかと、こういうふうに考えているわけでありまして。

○佐藤昭夫君　それでは、まだ少し時間がありますので、高橋先生お尋ねをいたしたいと思います。テレビの番組に「良い子悪い子普通の子」というのが放映をされていきましたけれども、今回のこの電電法案のこれが打ち出されてきた背景に臨調の答申があることはこれは言うまでもないと思えますけれども、この臨調の答申に基づいて既に国鉄に対しては分割民営化という方針が、路線が着々と進められている。この電電法案と並んで、今回の国会にもたばこ専売事業の民営化法案が出されて、これがついに昨日国会を通過をしたという状況になつていまして、こういう一連の施策の背景になつておる考え方、いわば官業は悪だと言われている、こういう一連の思想がかなりこの背景にあつて、こういう一連の問題がこのまま出てきているというふうには私は見えても、けれども、もちろん私もだからといって官業がすべてよくて、民業がすべて悪いという、そういう単純に考えるものではありません。現在の官業の中にも改善をすべき多くのむだやゆがみ、こういうものがあるということは痛感をするわけでありまして、けれども、しかし、この官業は悪で民業はいいんだと、こういう考え方というのはこれは道理にも実情にも合わないというふうに私は思うんですけれども、その点についての先生の御所見を伺いたいと思っております。

○公述人(高橋正雄君)　何にでもいいものもあり、悪いものもあるというのが先生の意見ですが、官業の中にも悪いやつもある、ただ、民営の場合は、責任は自分で負わなくてはならぬですから、もうからなかつたら没落ですから、その意味じゃ民の方の方が何をかすかわからぬとも言えて、民営悪という風が強くあります。官の方は、悪いことさえしなければ食っていけるんで、何もしないでいようというのでも出てくるわけですね。その

辺から官僚の中に昔、戦前ですけれども、革新官僚というのがあって、日本のやり直しをしようという実験に取り組んだのもいるわけですね。ですから、あつちこつちいつて申しわけありませんけれども、あなたの御質問にまともというんですか、まとめてお答えすれば、官も悪い民も悪い、官にもいいところあり民にもいいところがある。それを調整するのが国会の責任だと、またあなた方の使命ですから。

○佐藤昭夫君 安部先生、冒頭のお話にそういう公営企業関係のそれを御専門に研究なさっているということでしたけれども、今の同じ問題について先生の御意見はどうでしょうか。

○委員長(大木正吾君) なるべく簡潔にお願いいたします。

○公述人(安部誠治君) はい。高橋先生と全く同意見なんです、ただ私はどうしても民の場合ですと利潤ということが一番大きな目標にされがちで、官の場合公共性等々が大きな優先ということになりますので、できればこういう性格の事業については官を優先してやった方がいいと、一般論で言えば確かに民もいいところあれば、官も悪いところもあるわけですから、特に公共性の高い問題については利潤を優先とする民よりも、むしろ官の方がなじむというふうに、こういうふうに考えております。

○佐藤昭夫君 ありがとうございます。

○委員長(大木正吾君) 佐藤君の質疑は終わりました。

○青島幸男君 参議院の会の青島でございます。本日はお忙しいところ公述人の皆さん方大変貴重な御意見を承りまして、ありがとうございます。

私も、皆さんの貴重な御意見を今後の質疑に反映させていきたいと、かように思っております。

特段に御質問申し上げることはございませんので、結構でございます。

○田英夫君 公述人の皆さん大変ありがとうございます。

いました。貴重な御意見を伺いまして大変参考になりました。勉強になりました。

私も皆さんのお話を伺いながら受けた印象をまず最初に簡単に申し上げてみたいと思いますが、いろいろありましたけれども、一つ強く感じましたことは、この法案がもし成立して新電電という形になったときに、これが大変なガリバーであると、そうなればこのガリバーの手足を縛るといふことが必要になるのではないかと、そうでないと公正な競争ができないのではないかと、そういう観点から表裏から出てきたと思います。

確かに経済における自由競争の原理というものは活力を生みますけれども、今の官と民のお話もありましたが、今もう長年の資本主義体制あるいはそれに對置する社会主義という論議の中から完全な自由競争というもののは強者優先の結果に終わってしまうというこの中で、あらゆる部門で社会生活の中で何らかの手直しあるいは協調というようなことがお互いに考えられて、そこにそれが資本主義、社会主義を乗り越えた新しい体制になりつつあるんじゃないかという気が私はしているわけです。

今回のこの問題もまさにそういう感じがいたしまして、先ほどの、実は結論は賛成、反対両方おありになるわけですが、この委員会自体もそうなんでありまして、実際は我々はそれを乗り越えて本当にいい形の電気通信事業というものを求めるべきではないかという気持ちを持たしたわけでありまして。

例えば、野球で言えばジャイアンツばかり強いからドラフト制度をつくって、あるいはトレードということをやつて、今ジャイアンツはちつとも強くないわけでありまして、あるいはブルブはハンディキャップというものがあつて、シングルプレーヤーとハンディキャップ三十六の人がちゃんと競技ができる。これは一つの例でありますけれども、三村さんのお話を伺つておりました、例えば附帯業務ということにつきましても衆議院の修正がありまして認可ということが外れた結果、三村

さんの御心配になるようなことが発生をする。私の結論は、どうも郵政省がそうしたガリバーの手足を縛る場合に、郵政省の介入といいますか、うか、そういうことをまず考える。認可とか許可とか、あるいは会社法の十五条では郵政大臣が命令できると書いてあるような、そういう考え方によつてガリバーの手足を縛るといふのは私はまずいのではないかと。きょうの皆さんのお話を通じましたが、やはり駆け込み寺というお話がありましたが、そういう発想をもっと大きく膨らましていくことによつて、今後この法案がどういう形になりまして、やはり私は近い将来には電気通信事業に一つの変化が起きるべきではないかと。

特段、実は御質問することはないんでありますけれども、皆さんの御意見を伺いまして、強い印象を受けましたので、そのことを申し上げておきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○委員長(大木正吾君) 以上で公述人に対する質疑は終わりました。

公述人の方々に一言御礼を申し上げます。公述人の皆様には、長時間にわたり有益な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表し、厚く御礼申し上げます。

これをもって公聴会を散会いたします。

午後四時三十四分散会